

REPORT 2024

# JAのご案内

JA北ひびき ディスクロージャー誌  
(令和5年度事業報告)



## 食と笑顔でつながる身近な応援団

食を通じ笑顔を基本とした信頼関係を築き、いつでも一緒にみんなの理想の未来を

実現するため、一致団結して力を尽くす組織を目指します。

北ひびき農業協同組合

# DISCLOSURE CONTENTS

ごあいさつ	.....	1
<b>I. JA北ひびきの概要</b>		<b>2</b>
1. 経営理念・経営方針	.....	2
2. 主要な業務の内容	.....	4
3. 経営の組織	.....	9
4. 社会的責任と地域貢献活動	.....	14
5. リスク管理の状況	.....	15
6. 自己資本の状況	.....	20
<b>II. 業績等</b>		<b>21</b>
1. 直近の事業年度における事業の概況	.....	21
2. 最近5年間の主要な経営指標	.....	21
3. 決算関係書類(2期分)	.....	22
<b>III. 信用事業</b>		<b>49</b>
1. 信用事業の考え方	.....	49
2. 信用事業の状況	.....	51
3. 貯金に関する指標	.....	52
4. 貸出金等に関する指標	.....	53
5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高	.....	55
6. 有価証券に関する指標	.....	56
7. 有価証券等の時価情報	.....	56
8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	.....	56
9. 貸出金償却の額	.....	56
<b>IV. その他の事業</b>		<b>57</b>
1. 営農指導事業	.....	57
2. 共済事業	.....	57
3. 販売事業	.....	59
4. 保管事業	.....	60
5. 利用事業	.....	60
6. 購買事業	.....	60
<b>V. 自己資本の充実の状況</b>		<b>61</b>
1. 自己資本の構成に関する事項	.....	61
2. 自己資本の充実度に関する事項	.....	62
3. 信用リスクに関する事項	.....	64
4. 信用リスク削減手法に関する事項	.....	67
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	.....	67
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	.....	67
7. 出資その他これに類するエクスポージャー に関する事項	.....	68
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	.....	69
9. 金利リスクに関する事項	.....	69

<b>VI. 連結情報</b>		<b>71</b>
1. 組合およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成	.....	71
2. 連結事業概況(令和5年度)	.....	72
3. 連結貸借対照表・連結損益計算書 連結キャッシュ・フロー計算書・連結注記表 及び連結剰余金計算書	.....	73
4. 農協法に基づく開示債権の状況	.....	101
5. 連結事業年度の最近5年間の主要な経営指	.....	102
6. 連結事業年度の事業別の経常収支等	.....	102
7. 連結自己資本の充実の状況	.....	103
<b>VII. 役員等の報酬体系</b>		<b>115</b>
1. 役員	.....	115
2. 職員等	.....	115
3. その他	.....	115
<b>VIII. 財務諸表の正確性等にかかる確認</b>		<b>116</b>
<b>IX. 沿革・歩み</b>		<b>117</b>
<b>X. ディスクロージャー誌の記載項目について</b>		<b>119</b>

ごあいさつ

北ひびき農業協同組合  
代表理事組合長 榎本 實男



日頃より、皆様にはJ A北ひびきに格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。当J Aは平成16年2月1日に当時の1市3町の5J A（士別市・和寒・剣淵・多寄・天塩朝日）が合併し、お陰様で20年が経過いたしました。

また、約900戸の農業を営む組合員が、米・野菜・酪農・大豆・麦など多岐に亘って生産に取り組んでおり、特に生産物の主体となっております。米については品質・味にこだわったブランド米である「氷点の舞」を出荷しております。

さらに、南瓜をはじめとした青果物についても販売先は、北海道内はもとより全国各地に及んでおり、多くの方々に食べて頂いております。

一方で、総合J Aとして地域の皆様ニーズに応えられるよう幅広い事業を展開し、安心や信頼感のあるJ Aとして地域の皆様にご利用を頂いております。今年も、当J Aは積極的な情報開示を通じて経営の透明性を高め、当J Aに対するご理解を一層深めていただくために、本誌を発行いたしました。

みなさまが取引金融機関を選択する際の判断材料として、また、当J Aの地域貢献活動への取り組み、業績の推移などをご理解いただくための一助とし、ご一読いただければ幸いです。

本誌は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。ディスクロージャー資料は、金融機関をご利用になる皆様が各金融機関の経営方針や、財務内容等の開示された情報を基に、ご自由に金融機関の選択ができるようにするとともに、ご利用になる皆様の厳しい選択の目のもとに各金融機関が率先して自己規正を図り、経営の健全性を確保することを目的としています。

# I. JA北ひびきの概要

## 1. 経営理念・経営方針

### JAの基本理念

JAの使命

地域の経営資源(人・土地・資本)を最大限に活用し、農業並びに農村の安定的発展を目指します。

組合員とともに

組合員とのつながりを基本に置いた事業展開を進め、多様化する要望に的確に応えます。

地域とともに

農業を基軸とした協同活動を通じ、地域の人々と心豊かで健康な地域社会づくりに貢献します。

### JAの基本目標(ビジョン)

#### 1. 持続可能な地域農業の発展

- ・生産技術の底上げと販売強化につとめ農業生産性の向上と農業所得の増大に貢献します。
- ・安心して長く農業が継続できるように労働力確保に努め農業支援を強化します。
- ・担い手を中心とした次世代経営体の育成とサポート体制の構築に努めます。

#### 2. 地域と農業を結ぶ活動の展開

- ・地域活動に積極的に参加し、ふれあいを通じて地域の活性化に貢献します。
- ・食農教育活動により“食”と“農”への理解促進に努めます。
- ・地域農業やJAについてもっと身近に感じてもらえるよう、広報活動により魅力を発信し続けます。

#### 3. 農業を支えるJA経営基盤の強化

- ・地域農業にとって必要な施設を維持するために、組織体制の見直しによる事業の合理化をすすめ、総合事業として事業継続できる経営を目指します。
- ・組合員や地域住民との対話の強化をはかり、事業活動や施策に反映し、事業利用の向上に努めます。

## 組織運営方針

### (1) 組合員の意思反映と民主的運営の確立

JAは、その地域が広域になることから、組合員からの意見や要望を積極的に事業運営に反映させるための組織体制を整えます。また、日常の訪問活動の強化により組合員や地域との良好な意思疎通と密接なつながりを図るため、次の事項に取り組みます。

#### 1. 総代会制の導入

JA北ひびきは、上川北部・南宗谷線の1市2町を範囲とする正組合員数1,392名、正組合員戸数901戸のJAです。(令和6年1月31日現在)

総会あるいは会議体の運営上、人数的にも物理的にも総会制を維持することは困難です。各地区に組合員戸数を基準とした総代の定数を決めて、組合の最高決議機関として総代会制を導入しております。

#### 2. 支所運営委員会

支所機能を重視した事業運営を行うため、各地域の総代代表、青年部代表、女性部代表、生産組織代表などによる「支所運営委員会」を設置し、運営方針などに対する意見や要望を聴取してJA運営に反映しております。

#### 3. 地区別懇談会

地区別懇談会を定期的あるいは必要に応じ開催し、情報の提供とJA事業に対しての地域組合員の直接的な意見反映の場として意思疎通の強化に努めております。

#### 4. 役員の定数と選出方法(令和6年1月31日現在)

理事17名(内2名学識経験)、監事4名(内1名学識経験・員外・常勤)

・任 期：3年

・選出方法：役員の選出方法は、地区割りでの定員制とし、総代会における選任制としております。

・役員選任にあたっては推薦会議を設置し、役員の地区配分(全地区を除く)により推薦会議が推薦しております。

## 5. 理事会及び監事会

JA事業執行決定機関として理事会を構成し、さらに専門委員会として「総務金融経済委員会」、「営農販売委員会」、「農家経営対策特別委員会」を設置しております。また、常勤役員は代表理事組合長、代表理事専務、常務理事、信用担当理事、常勤監事の計5名です。

監事会は、代表監事1名を選任し、常勤監事(学識経験者で員外監事)を定めた体制によって、理事の業務執行に対しての監査業務に当たっております。

## 6. 各種委員会等の設置と運営

JA事業運営にあたり理事会の諮問機関等を必要に応じ設置しております。その構成は組合員・生産組織や青年部・女性部の登用等幅広い対応を図っています。

委員会としては、生産調整に係る協議会や役員報酬審議会などがあります。

## 7. 組合員やJA利用者との対話活動の強化

日常の外務活動や訪問活動を通じて、組合員やJA利用者との意思疎通を深めJAとの密着化を図っております。

## 8. 教育広報活動の展開

組合員やJA利用者の営農や生活並びにJAに関する各種情報の提供を行うため、広報誌「ひびきあい」を毎月1回発刊しております。

また、営農・販売に関する情報や中古農機展、JA信用事業や共済に関する情報など目的別情報を適時的確に提供する広報活動の充実強化に努めております。

## (2) 組合員組織の自主性を尊重した活動と一体的体制の確立

JA北ひびきでは、広域的な産地形成と共に協同活動を支えるより大きな基盤づくりが必要と考えており、これまでの枠組みを超えて生産者同士が相互理解の中で協力し合う体制づくりを目指しています。一方、組合員のJAに対する事業活動への結集力の度合いがJAの組織力の強化につながり組合員自体の有利性を高めることから、この結集力をいかに高めていくか、また、組合員の組織活動をいかに自主的に活発化させていくかがJAの大きな課題であり、この達成が将来に向けて活力ある地域農業への道筋といえます。このために組合員の組織再結集を推進しております。

### 1. 作物別組織

生産組織は、JA事業運営の重要な協力組織と位置づけ、積極的なJA活動への参加を望むとともに、各地域・部会活動の活性化にむけた取組を行います。特に、品質・規格の統一、安定したロットの確保など、消費者から信頼される統一ブランドの確立と定着に向けて、作物別生産者組織との連携を強化し、その活動の充実強化に努めております。

また、農業所得の向上にむけて生産体制の構築が求められ、そのための取組み姿勢と技術の高位平準化を図ることが重要であり、統一した営農技術体制の確立と共に、これに主体的に取組む新たな広域生産者組織を結成し、生産者同士の相互理解と協力体制を推進していくことが必要と考えております。このことから、作物毎に生産者組織の協議会を設置しております。

### 2. 地域集落組織

地域における組織は、社会的役割やJAの事業推進等に重要な役割を果たしております。一方では、組合員の高齢化や担い手不足あるいは経済情勢などから営農活動や集落活動に支障をきたす状況もみられます。

このことから、地域における営農体制の構築や集落エリア・構成戸数の見直しを検討し、新たな地域集落組織の再編成に取組む必要があると考えます。

### 3. JA青年部・JA女性部

JA青年部・JA女性部は、JA運営の重要なパートナーとして位置付け、各々の組織の主体性を尊重し自主的活動を助長する支援体制をとります。

次代の地域農業を担う青年部活動には、経営管理や新技術の習得、広域エリアでの交流会に積極的な取組みをされるよう支援しております。

女性は、地域農業の担い手であり経営のパートナーとして、その役割が活かせる地域農業の実現に取組めるよう組織活動を支援しております。

**地域とともに歩むJAを、どうぞご利用ください。**

## 2. 主要な業務の内容

### 事業のご案内

#### ■信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

#### 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

#### ●貯金商品一覧表(種類、特徴、期間、預入金額等)

種類	特徴	期間	預入金額
普通貯金	給与振込、年金受取、公共料金自動支払	———	1円以上
貯蓄貯金	預入残高に応じて金利がアップ	———	1円以上
定期積金	目標額に合わせて毎月無理なくコツコツ積み立て	6か月以上5年未満	1,000円以上
定期貯金	確定利回りで安全確実	1か月以上5年未満	1円以上

#### 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

#### ●貸出商品一覧表(種類、資金使途、期間、貸出金額等)

◇長期

種類	資金使途	期間	貸出金額	対象者
教育ローン	就学子弟の入学金、授業料その他	最長16年6ヶ月以内 (据置含む)	1,000万円以内	個人
マイカーローン	車輛購入等にかかる費用	10年以内	1,000万円以内	個人
フリーローン	特に定めなし	10年以内	500万円以内	個人
各種制度資金	制度の定めによる			組合員

◇短期

資金名	資金使途	貸付期間	貸付金額	対象者
貯金担保貸付	定めなし	1年以内	担保として質入れした定期貯金の範囲内または定期積金の掛込済残高の範囲内	個人
共済担保貸付	定めなし	1年以内	組合員は解約返戻金の100%以内、員外は解約返戻金の80%以内	個人
当座貸越 (総合口座)	定めなし	期限を定めない	貸越極度額の範囲内	個人
当座貸越 (総合口座Ⅱ型)	営農、生活に必要な一切の資金	期限を定めない	貸越極度額の範囲内	組合員
当座貸越 (クミカン口)	営農計画により認定した営農、生活に必要な一切の資金	期限を定めない (精算指定日までに精算)	貸越極度額の範囲内	正組合員及び准組合員で農作業を行う個人、法人または団体
当座貸越 (カードローン)	生活に必要な一切の資金	1年以内 (自動更新)	10万円～300万円の貸越極度額の範囲内	個人

## 為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

## サービス・その他

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

### ●手数料一覧表

#### 為替手数料

(消費税を含む)

項目		種別		5万円未満	5万円以上
振込	窓口	当JA自店		110円	220円
		当JA他店		110円	220円
		他JA(県内)	電信扱	220円	440円
		他JA(県外)	電信扱	220円	440円
		他行	電信扱	660円	770円
	ATM	当JA自店		無料	無料
		当JA他店		無料	無料
		他JA	電信扱	110円	220円
		他行	電信扱	275円	385円
	IB	当JA自店		無料	無料
		当JA他店		無料	無料
		他JA	電信扱	110円	220円
他行		電信扱	275円	385円	
代取 金立	系統			550円	
	他行	普通扱		660円	
		至急扱		880円	
その他	送金・振込組戻料			660円	
	不渡手形返却料			660円	
	取立手形組戻料			660円	
	取立手形店頭呈示料			660円	

\* 視覚障害者等の方については振込手数料はATM振込手数料といたします。

### ATM(現金自動預払機)手数料

(消費税を含む)

曜日・時間帯・取引区分		取引媒体	JAキャッシュカード		他行キャッシュカード	郵便局キャッシュカード
			道内JA発行 (当JA含む)	道外JA発行		
平日	8:30～	入金	無料	無料	-	-
	19:00	支払	無料	無料	110円	110円
土・日・祝日	9:30～	入金	無料	無料	-	-
		支払	無料	無料	110円	110円
	14:00～	入金	無料	無料	-	-
		支払	無料	無料	220円	110円



その他手数料

(消費税を含む)

貯金	マル専口座開設手数料	3,300円
	ICキャッシュカード発行手数料	0円
	ICキャッシュカード(JAカード一体型)発行手数料	0円
	通帳再発行手数料	550円
	証書再発行手数料	550円
	その他通帳証書再発行手数料	550円
	ICキャッシュカード再発行手数料	1,100円
	ICキャッシュカード(JAカード一体型)再発行手数料	1,100円
	ローンカード再発行手数料	1,100円
	その他カード再発行手数料	1,100円
貸出金	住宅ローン実行手数料	33,000円
	住宅ローン繰上手数料(全部)	33,000円
	住宅ローン繰上手数料(一部)	5,500円
	住宅ローン再固定特約手数料	1,100円
	小口ローン繰上手数料(全部)	5,500円
	小口ローン繰上手数料(一部)	3,300円
	その他資金繰上手数料(全部)	5,500円
	その他資金繰上手数料(一部)	3,300円
	条件変更手数料	3,300円
その他	残高証明書発行手数料	330円
	融資証明書発行手数料	330円
	その他証明書発行手数料	330円
	紙・DVD等媒体持込手数料	3,300円
	口座振替手数料(窓口)	55円/件
	口座振替手数料(法人IB)	33円/件
	クミカン口座管理手数料	22,000円/年
	両替手数料	
	大量硬貨入金手数料	取扱枚数に応じて変動
金種指定支払手数料		

\* 詳しくは窓口にお尋ね下さい。

## ■ 共済事業

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

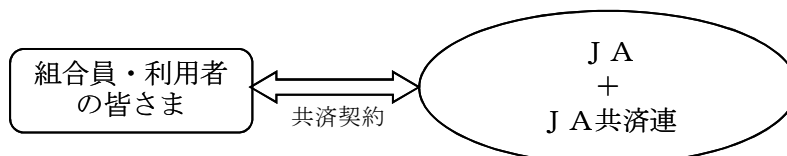
JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

### ● 共済商品一覧

長期共済	医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れます。先進医療の技術料が保障され最新の治療が安心して受けられます。
	がん共済	「生きる」を応援する「治す」ためのがん保障として幅広いがんの治療を一生保障します。
	終身共済	一生にわたって万一の保障が確保でき、働き盛りの大型保障など、万全な保障が確保できます。
	養老生命共済	万一の場合を大きく保障するとともに、満期共済金がお受け取りになれますので、保障と貯蓄を両立させたプランです。 ○基本タイプ ○中途給付タイプ
	こども共済	お子さまの入学資金などの教育資金づくりに加え、共済契約者(親)が万一のときは、満期まで毎年養育年金をお受け取りになれるプランもあります。 ○入学祝金タイプ ○学資金タイプ
	建物更生共済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また満期共済金は、建物の新築・増改築の準備資金としてご活用いただけます。
	予定利率変動型年金共済	豊かな老後のために楽しみと安心を兼ね備えています。終身年金タイプは、生涯にわたり年金をお受け取りになれます。
	介護共済	幅広い要介護状態に備えられる充実保障です。介護の不安に一生、備えられます。
	生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。
	特定重度疾病共済	三大疾病をはじめとした「がん」「心・血管疾患」「脳血管疾患」に加えて、「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
短共済	自動車共済	対人賠償や対物賠償をはじめ、人身傷害、傷害定額給付、車両保障、車両諸費用保障など、割安な掛金で万一の自動車事故を幅広く保障します。JAの自賠責共済にセットでご加入になると、掛金がさらにお得になります。

### ◇ JA共済の仕組み

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。



JA：JA共済の窓口です。

JA共済連：JA共済事業の企画・開発・資産運用業務や支払共済にかかる準備金の積み立てなどを行っています。

## ■ 営農指導事業

営農指導事業は、JA事業の原点とも言える最も重要な事業です。

その内容は、「営農及び技術改善指導」「生活改善事業」「教育情報活動」「組織農政活動」の大きく4つの柱からなり、この活動費用の一部は正組合員からの賦課金でまかなわれるほかは、全てJAの収益によってまかなわれます。

営農指導事業活動は、直接的にはJAに経済的利益をもたらしません、他の主要事業と結合して強化推進の役割を担うと共に、組合員の協同活動の促進に極めて重要な役割を果たしています。

## ■ 経済事業

〔農業関連事業〕

◇販売事業

組合員の生産した農畜産物の集出荷、選別、販売などを担い、組合員がより高い農業所得を確保することを目的として、JAが組合員に代わり一元集荷を行い、共同で多元販売を行う事業です。

営農指導部門と連携して、計画生産・計画出荷の体制を確立し、固定需要の維持確保に努めると共に、市場の開拓拡大にも努めて安定した農業経営の維持に貢献しています。

また、消費地の需要や要望を生産者に伝達して需要に応じた生産を誘導するほか、生産履歴の記帳などにより、安全でかつ安心な農畜産物を供給して、消費地の信頼性確保に努めております。

〔購買事業〕

購買事業は、肥料や農薬などの生産資材の供給、農業機械や車両の供給と修理、灯油や軽油などの燃料油脂の供給が主なる事業です。

「購買事業」の原点は単に「物売る」ことではなく、組合員の必要な物資を共同で購入して安定的に供給することであり、コスト低減や仕入条件の優位性確保の面から「予約購買」「とりまとめ購買」などを積極的に実施しており、これはJA購買事業の特色でもあります。

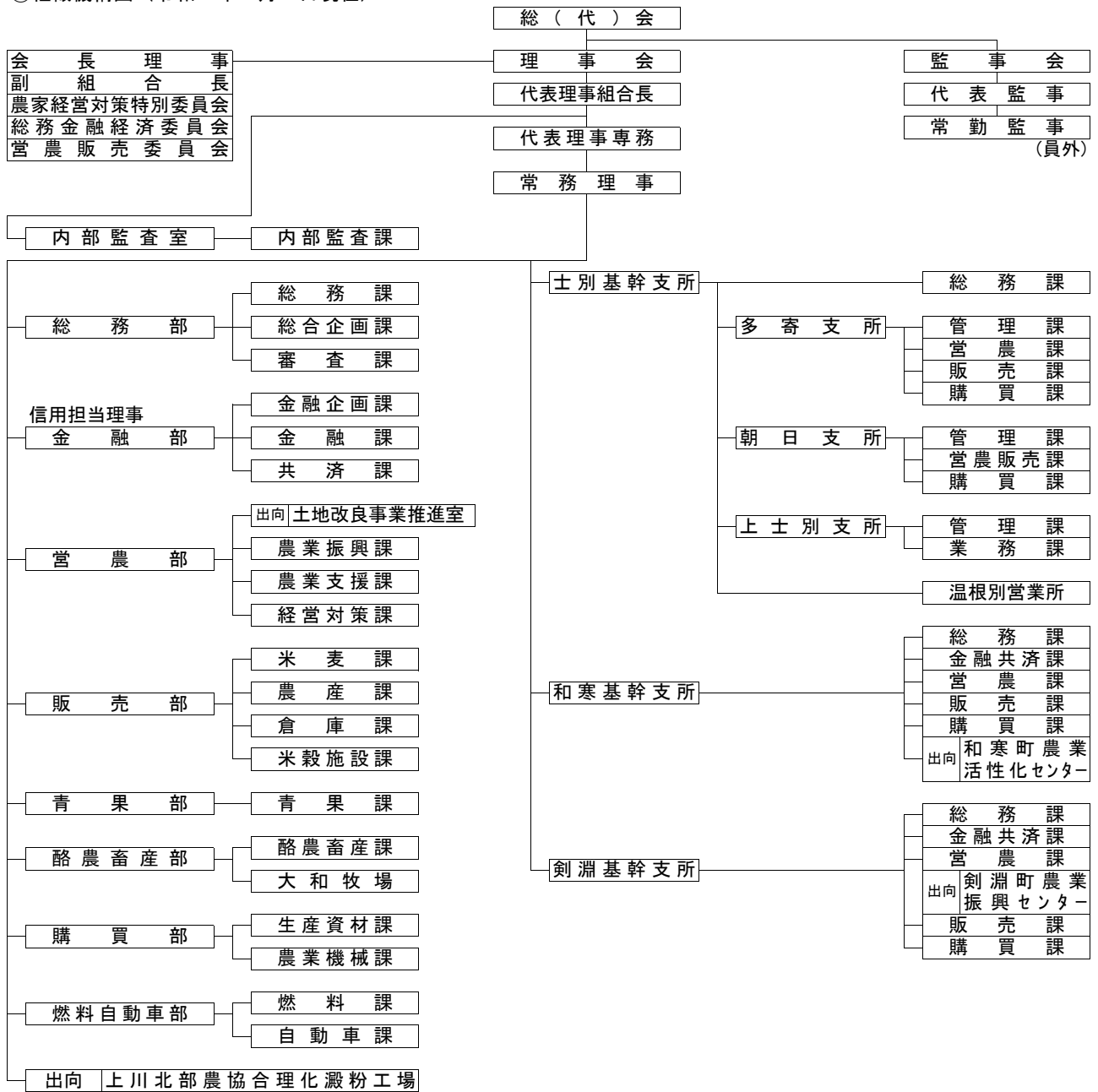
〔生産施設事業〕

生産者が生産から出荷まで全てを個人完結型で行うのではなく、人手を要する作業や規格品質の統一化や均質化により商品としての付加価値が高まるものについて、JAの協同利用施設を利用して集荷・選別調整を行い販売しております。

JA北ひびきの生産施設は、お米のカントリー施設、玄米ばら集出荷施設、馬鈴薯、玉葱、南瓜、ブロッコリー、アスパラ、トマトなどの共同選果施設、お米・小麦・大豆・そばの乾燥調整施設があります。

### 3. 経営の組織

①組織機構図（令和6年1月31日現在）



## ② 組合員数

	令和4年度末	令和5年度末	増 減
正 組 合 員 数	1,550	1,472	△ 78
個 人	1,476	1,392	△ 84
法 人	74	80	6
准 組 合 員 数	3,920	3,866	△ 54
個 人	3,753	3,707	△ 46
法 人	167	159	△ 8
合 計	5,470	5,338	△ 132

## ③ 組合員組織の状況

(令和6年1月31日現在)

組織名	代表者名	構成員数
本所・士別基幹支所		
JA北ひびき青年部	部長 渡辺 要	77
JA北ひびき女性部	部長 中山 弘子	82
JA北ひびき青年部士別支部	部長 佐伯 洋平	20
JA北ひびき女性部士別支部	部長 中山 弘子	63
北ひびき稲作振興協議会	会長 武田 優一	329
北ひびき農業協同組合甜菜振興協議会	会長 木村 哲哉	181
北ひびき農業協同組合採種組合	組合長 畠山 宏美	10
北ひびき農協稲作振興協議会 士別支部	支部長 石田 太郎	118
士別市甜菜振興会	会長 木村 哲哉	120
JA北ひびき農産物直売所運営協議会	会長 中山 弘子	58
北ひびき酪農振興協議会	組合長 山下 英紀	43
北ひびき乳牛検定組合	組合長 多田 和宏	34
北ひびき馬事振興会	会長 佐々木 勝実	9
北ひびき農協肉牛組合	組合長 佐々木 雅也	18
北ひびき酪農ヘルパー利用組合	組合長 佐々木 雅志	41
士別酪農組合	組合長 山下 英紀	26
大和牧場協力会	組合長 山下 英紀	-
士別酪農青年同志会	会長 尾形 潤	26
JA北ひびき蔬菜連合協議会	代表 佐藤 静男	332
JA北ひびき南瓜協議会	代表 小池 輪太郎	177
JA北ひびき食用馬鈴薯生産部会	部会長 佐藤 静男	42
JA北ひびき玉葱部会	会長 谷 貴文	21
JA北ひびきアスパラ生産部会	会長 前田 敏男	29
JA北ひびきカゴメトマト生産部会	部会長 天野 利孝	6
JA北ひびきブロッコリー生産部会	部会長 矢野 敏明	23
JA北ひびき豆協議会	会長 坂本 文博	25
JA北ひびき蔬菜特別栽培部会	部会長 秋庭 伸夫	29
JA北ひびきカルビーポテト生産振興会	会長 菅原 美喜雄	35
JA北ひびき士別基幹支所野菜生産協議会	部会長 鈴木 富和	92
JA北ひびき士別市南瓜部会	部会長 鈴木 富和	51
北ひびき農業協同組合ICT農業研究会	会長 後藤 俊彦	136
JA北ひびきコントラクター協議会	会長 精進 正弘	35
士別市集落中士別地区	代表 黒川 由人	29
中士別管農組合連絡協議会	組合長 田淵 良和	17
中士別連合農事組合	組合長 山下 修	29
中士別地区防風林維持管理組合	組合長 山下 篤	34
中士別地区エゾ鹿侵入防護柵管理組合	組合長 水口 範之	18
JA北ひびき青年部士別支部上士別地区	代表 鈴木 亮平	14
JA北ひびき女性部士別支部上士別地区	支部長 中山 弘子	23
JA北ひびき女性部士別支部上士別地区フレッシュミス部会	代表 中山 知佳	19
JA北ひびき女性部士別支部上士別地区ひまわり部会	代表 小西 敏子	10
士別集落上士別地区	代表 五十嵐 浩幸	97
JA北ひびき女性部士別支部温根別地区フレッシュミス部会	会長 吉田 杏那	8
温根別畑作振興会	組合長 安念 秀昭	19
士別市集落温根別地区	代表 遠藤 英俊	33
JA北ひびき青年部多寄支部	支部長 伊藤 正博	11
士別市集落多寄地区	代表 保科 隆志	95
多寄農産物加工実習センター運営協議会	代表 杉山 あけみ	23
北ひびき農協朝日支所年金友の会	会長 藤田 實	28
朝日町農業青色申告会	会長 高橋 幸造	33
JA北ひびき青年部朝日地区	部長 阿部 将敏	10
JA北ひびき女性部朝日支部	部長 佐藤 百合子	11

組織名	代表者名	構成員数
本所・士別基幹支所		
朝日地区畑作振興会	会長 下間山 一	48
士別市甜菜振興会朝日地区機械利用組合	組合長 多羽田 竜也	11
朝日地区蔬菜協議会	会長 中村 光晶	13
朝日町酪農振興会	会長 榎今牧場 今 祐司	7
士別市あさひ集落	会長 栗本 勝	75
和寒基幹支所		
和寒町農民連盟	執行委員長 中井 博敏	193
和寒町農業青色申告会	会長 松本 学	107
和寒町農業法人会	会長 前鼻 宗将	14
JA北ひびき青年部和寒支部	支部長 三上 益由	29
和寒町稲作振興協議会	会長 田中 芳明	88
和寒町甜菜振興協議会	会長 東 健二	12
和寒町北雪採種組合	組合長 佐藤 政英	4
和寒町蔬菜組合連合会	会長 菊地 敏仁	125
和寒町花卉球根組合	組合長 八島 邦彦	3
和寒町花生生産組合	組合長 池田 祐介	7
南瓜部会	部会長 大瀬 正嗣	107
一般野菜部会	部会長 高橋 春貴	15
和寒町玉ネギ部会	部会長 和久 誉	4
キャベツ部会	部会長 船本 裕一	52
和寒町酪農振興会	会長 牧 隆之	6
和寒トマトジュース生産組合	代表 阿部 幸雄	3
中山間わっさむ集落	代表 松本 学	276
中山間機械事業協議会	会長 松本 学	276
和寒町農業廃プラスチック適正処理対策協議会	会長 三上 益由	-
剣淵基幹支所		
剣淵町農業青色申告会	会長 江口 敏邦	69
けんぶちパソコン簿記クラブ	会長 小柳 一明	42
剣淵町農民連盟	執行委員長 加藤 秀利	209
JA北ひびき青年部剣淵支部	支部長 渡辺 要	18
JA北ひびき女性部剣淵支部	部長 宍戸 ひろ子	8
剣淵町稲作振興会	会長 後藤 栄一	70
剣淵町畑作振興会	会長 森竹 佑太	186
剣淵町てん菜生産振興会	会長 窪井 義和	49
剣淵町特産園芸生産振興会	会長 阿部 充	60
剣淵町南瓜部会	会長 小池 輪太郎	19
剣淵町キャベツ部会	部会長 阿部 充	9
剣淵町ニラ部会	部会長 宍戸 ひろ子	15
剣淵町果菜部会	部会長 浅野 修	9
剣淵町花卉生産組合	生産組合長 杉島 智	3
北北海道軟白ネギ生産組合	組合長 高島 秀輝	5
剣淵町果菜部会ミニトマト班	組合長 浅野 修	7
剣淵町酪農振興会	会長 村岡 潤一	6
剣北組合	組合長 大橋 秀幸	4
剣淵町家畜ふん尿処理施設利用組合	組合長 高橋 徹	4
剣淵町和牛生産組合	組合長 村岡 潤一	6
剣淵町農業用廃棄物対策協議会	会長 精進 正弘	-
剣淵町地域農業再生協議会	会長 精進 正弘	-

#### ④ 地区一覧

北海道士別市・和寒町・剣淵町一円

管内位置



管内マップ



#### ⑤ 理事及び監事の氏名及び役職名

##### ■ 役員一覧

(令和6年1月31日現在)

役職名	氏名	役職名	氏名
会長 理事	西本 護	理事	高橋 強志
代表理事 組合長	榎本 實男	理事	中村 光晶
代表理事 専務	笹村 等	理事	佐藤 大介
常務 理事	吉井 正博	理事	佐々木 雅也
信用担当 理事	諸藤 靖広	理事	荒木 康博
副 組 合 長	精進 正弘	理事	渡辺 亨
副 組 合 長	石森 隆浩	代 表 監 事	及川 公幸
副 組 合 長	兼丸 幸二	監 事	和久 誠
理 事	大西 寿晴	監 事	岡崎 智志
理 事	丹 敬生	常 勤 監 事	石川 敏
理 事	櫻田 克明		

#### ⑥ 会計監査人

みのり監査法人

当組合は、農協法第37条の2の規定に基づき、当組合の計算書類、すなわち貸借対照表・損益計算書・剰余金処分案および注記表ならびにその附属明細書については、みのり監査法人の監査を受けております。

⑦ 事務所の名称及び所在地

■ 店舗一覧

(令和6年1月31日現在)

店舗名	住所	電話番号	ATM設置台数
本所	〒095-0021 士別市西1条8丁目701番地1	0165-23-2115	1台
上士別支所	〒095-0371 士別市上士別町16線南2番地	0165-24-2311	-
和寒支所	〒098-0132 上川郡和寒町字西町36番地	0165-32-2441	1台
剣淵支所	〒098-0322 上川郡剣淵町仲町36番5号	0165-34-2011	1台
多寄支所	〒098-0475 士別市多寄町36線西3番地	0165-26-2321	-
朝日支所	〒095-0401 士別市朝日町中央4040番地	0165-28-2011	-
(店舗外ATM設置)			
ソルハドレッジ士別中央店内	〒095-0014 士別市東4条5丁目14番地	-	1台

⑧ 特定信用事業代理業者及び共済代理店の状況

共済代理店等

(令和6年1月31日現在)

区分	代理店名	主たる事務所の所在地
共済代理店	北海アサノロッカー株式会社	士別市
	共立自動車工業(有)	士別市
	★(有)大成車体工業	旭川市
	士別自工(株)	士別市
	★(有)カーアンドカー	士別市
	★士別カードック(株)	士別市
	有限会社ラビット	士別市
	Hurrys K-factory	士別市
	★士別オートサービス	士別市
	モトハウスキリン	士別市
	有限会社士別モータース	士別市
	(有)佐藤自動車整備工場	士別市
	高橋自動車整備工場	士別市
	★有限会社酒向自動車工業	和寒町
	有限会社和寒自動車工業	和寒町
	(有)剣淵モータース	剣淵町
	(有)佐々木自動車	剣淵町
	チェックアンドサービス	剣淵町
	後藤 正則	剣淵町
オーアールエス	剣淵町	

(注) ★印は自賠責共済代理店、自動車共済代理店を兼ねています。



## 4. 社会的責任と地域貢献活動

開示項目例	開示内容		
◆ 全般に関する事項			
■ 協同組織の特性	<p>当組合は、士別市、剣淵町、和寒町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。</p> <p>当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。</p> <p>当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。</p> <p>また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。</p>		
組 合 員 数	正組合員	1,472	准組合員 3,866
出 資 金	3,733百万円		
1. 地域からの資金調達状況			
■ 貯金積金残高	65,765百万円		
■ 貯金商品	普通貯金・・・給与振込、年金受取、公共料金自動支払 定期積金・・・目標額に合わせて毎月無理なくコツコツ積み立て 定期貯金・・・安全確実		
2. 地域への資金供給状況			
■ 貸出金残高	組合員等	9,077 百万円	
	地方公共団体	0 百万円	
	その他	83 百万円	
■ 制度融資取扱状況	農林漁業資金	358 百万円	
	農業近代化資金	180 百万円	
	農業経営負担軽減支援資金	89 百万円	
	畜産特別資金	46 百万円	
	その他	3 百万円	
■ 融資商品	教育ローン・・・・・・就学子弟の入学金、授業料その他		
	マイカーローン・・・・・・車輛購入等にかかる費用		
	フリーローン・・・・・・特に定めなし		
3. 文化的・社会的貢献に関する事項(地域との繋がり)			
■ 文化的・社会的貢献	○学校給食への地元農産物の提供に係る支援		
	○地域行事への参加		
	○自治会への積極的参加		
	○各種農業関連イベントや、地域活動への協賛・後援		
	○アイドリング・ストップ運動の展開		
	○高齢者福祉活動への取り組み		
	○年金相談会の開催		
■ 利用者ネットワーク化	○年金友の会		
	○パークゴルフ大会		
■ 情報提供活動	○JA広報誌「ひびきあい」の発行		
	○インターネットやFAX等を通じた、組合員等利用者への情報提供		
	○ホームページの開設 URL <a href="http://www.ja-kitahibiki.or.jp/">http://www.ja-kitahibiki.or.jp/</a>		
■ 店舗体制	店舗名	住 所	電話番号
	本所	〒095-0021 士別市西1条8丁目701番地1	0165-23-2115
	上士別支所	〒095-0371 士別市上士別町16線南2番地	0165-24-2311
	和寒支所	〒098-0132 上川郡和寒町字西町36番地	0165-32-2441
	剣淵支所	〒098-0322 上川郡剣淵町仲町36番5号	0165-34-2011
	多寄支所	〒098-0475 士別市多寄町36線西3番地	0165-26-2321
	朝日支所	〒095-0401 士別市朝日町字中央4040番地	0165-28-2011
4. 地域貢献に関する事項(地域との繋がり)			
■ 地域貢献に関する事項	3. 同上		

## 5. リスク管理の状況

### ■ リスク管理体制

#### 【リスク管理の方針と手続】

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。当JAは、財務の健全性の維持・向上を目指し、リスクの適切な管理、適切な自己査定の実施などを通じて、次のようなリスク管理体制の充実・強化に努めています。

#### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所総務部に審査課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

#### ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。

また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。

運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

#### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や 予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。

#### ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。

事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期点検等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

#### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。

また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

## ⑥ 内部監査の体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長に報告したのち被監査部門に通知され、必要に応じて定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## ■ 法令遵守の体制(コンプライアンスの取組みについて)

### ●基本方針

当JAは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。

当JAは、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下に掲げた事項に基づき事業を展開していきます。

- 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が高い倫理観と強い責任感を持って日常の業務を遂行します。
- 当組合は、創意と工夫を活かした、質の高いサービスと組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献します。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し信頼の確立を図ります。
- 社会の秩序や、安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって排除の姿勢を堅持します。

【注】「コンプライアンス基本方針」は、JAが地域社会からの「信頼」の確立を目指すとともに、社会的責任と公共的使命を果たしていくためにJAとしての基本的姿勢を内外に宣言するものであり、基本方針は以下に掲げた事項で構成されています。

- ① 農協の基本的使命と社会的責任
- ② 組合員の目線に立った質の高いサービスの提供
- ③ 法令等の厳格な遵守
- ④ 透明性の高い組織風土
- ⑤ 反社会的勢力の排除

### ●運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本所各部門・各支所にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本的姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置しその進捗管理を行っています。

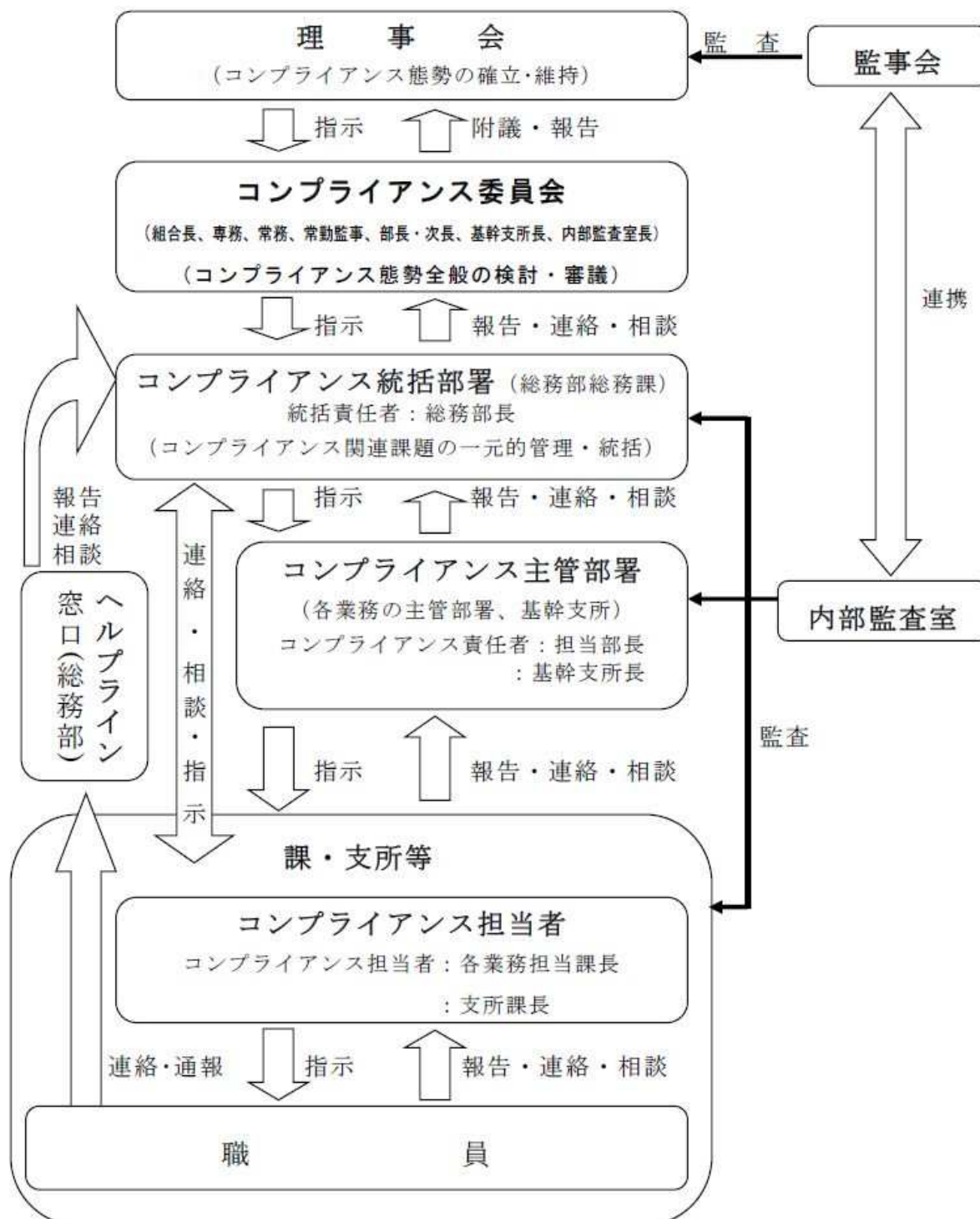
法令違反等不正に関するリスクを早期に発見・解明し、不祥事の早期発見・未然防止を目指すことを目的として、ヘルプライン(内部通報制度)を設置しております。

- ・ 学経理事・監事の登用
- ・ 員外監事の登用
- ・ 理事会・監事の業務監視機能による相互牽制体制
- ・ 融資審査体制の整備
- ・ 内部監査室の設置
- ・ 朝礼・企画会議等での組合長からの訓示
- ・ 役職員の法務研修派遣の実施
- ・ 法令等の内部勉強会の実施

## 【コンプライアンス推進体制】

コンプライアンス態勢を推進するための組織体制

コンプライアンス体制図



## 【個人情報保護方針】

### 北ひびき農業協同組合個人情報保護方針

北ひびき農業協同組合  
代表理事組合長 榎本 実男

(平成17年4月1日制定、令和4年3月25日最終改定)

北ひびき農業協同組合(以下「当組合」といいます。)は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

#### 1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

#### 2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

#### 3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

#### 4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等(保護法第16条第1項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

#### 5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

#### 6. 機微情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微情報(要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

#### 7. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

#### 8. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

#### 9. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

## 【情報セキュリティ基本方針】

### 北ひびき農業協同組合情報セキュリティ基本方針

北ひびき農業協同組合  
代表理事組合長 榎本 実男

(平成17年4月1日制定、平成28年7月22日改正)

北ひびき農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的(組織的)・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。

3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以上

#### 【金融商品の勧誘方針】

当JAは、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験及び財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに金融商品をご提供するにあたり、商品の特性や当該商品のリスク内容などの重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

## ■ 金融ADR制度への対応

### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な内容に努め、苦情等の解決を図ります。  
当JAの苦情等受付窓口（電話：0165-23-2179（9時から17時 金融機関の休業日を除く））

### ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### ・信用事業

札幌弁護士会紛争解決センター（電話：011-251-7730）

①の窓口または一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、札幌弁護士会紛争解決センターに直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

#### ・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。  
①の窓口にお問い合わせください。

## 6. 自己資本の状況

### ① 自己資本比率の充実

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保に努めるとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和6年1月末における自己資本比率は、20.35%となりました。

### ② 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。

○普通出資による資本調達額3,733百万円(前年度3,641百万円)

自己資本を構成する内容は、組合員からの出資金と内部留保による準備金・積立金等が該当いたします。

自己資本の充実、JAの財務の健全化に寄与することはもとより、固定比率や自己資本比率の改善向上を行うことで、組合員および地域住民に信頼される組織づくりを進める上で欠くことのできない課題です。

そこで、平成22年4月に設定した第3次中期経営計画において、組合員間の均衡化をはかるための「出資基準」を定め、かつ単年度における払込みに大きな負担を生じないように配慮しながら、内部留保とのバランスある自己資本の充実に取り組んできました。

出資造成の取り組みにつきましては、平成22年度から実施させていただき一定の財務基盤の強化がはかられておりますが、多くの方が緩和措置で造成をいただいていることから、令和5年度以降についても、引き続き出資造成を継続させていただいております。

なお、出資基準については現行の基準を継続し、基準面積についても3年毎に見直しを行います。

#### 1. 自己資本充実の必要性

(1) 自己資本は、そもそも事業運営の元手となる資金です。したがって、事業運営をするにあたり、資金を自まかないすることで有利子資金調達(利息のかかる借入金)等による金利負担の減少など資金の外部流失を防ぎ、結果として組合員負担の軽減をはかるものです。

このことから、少なくとも固定資産取得以上の自己資金確保が、事業運営の安定の観点から最低限の目標として法規制で求められています。(自己資本の基準=固定比率)

将来にむけて、ライスセンターの補改修あるいは新設、青果施設の補改修や新たな固定資産取得のためにも、余裕を持った自己資本の確保が必要になります。

(2) 信用事業を営む上から、その健全性を利用者にお示していくため、より一層の自己資本確保が必要です。

#### 2. 自己資本充実の進め方

(1) 自己資本は、出資金と内部留保によりその確保をはかります。内部留保は毎事業年度の決算において、剰余金処分をとおして準備金・積立金に処理することになりますが、そのためには一定の利益確保も必要です。

組合員の利便性と効率化のバランスを考えながら合理化につとめるとともに適正な収益確保をはかれる構造を検討いたします。

(2) 組合員による出資金については、出資基準に基づき年次ごとに進めさせていただきます。

なお、自己資本の充実に関する詳細は、「V 自己資本の充実の状況」に記載しております。

## Ⅱ. 業績等

### 1. 直近の事業年度における事業の概況

政府は我が国経済について、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつあり、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行する千載一遇のチャンスを迎えているとしております。

北海道においては、観光や個人消費は着実に改善を続けており、公共工事も持ち直しつつありますが、住宅建設には減速感が強まり、求人・求職は持ち直しの動きにやや弱さが見られるものの、全体として持ち直しの動きが続いている状況となっております。

農業を取り巻く情勢については、新型コロナウイルスが5類感染症となり、日常生活や外食・観光もコロナ禍前に戻りつつあり、農畜産物需要も一定程度回復してきましたが、生乳やてん菜の生産抑制は継続され、燃油・肥料・飼料価格等生産費は高止まり、厳しい状況が継続しております。

また、政府は水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う畑地化促進事業の補正予算措置を講じ、申請額全額が交付されました。

気象経過については、融雪期は平年より早く春作業は比較的順調に進み、7月末までは天候にも恵まれ豊穰の秋を期待しておりましたが、8月上旬の大雨やその後の異常高温で各作物の品質や収量に大きな影響を及ぼしました。

このような状況下で、水稻については、作況指数が105のやや良で豊作年となりました。畑作については、小麦は平年作で大豆や豆類・てん菜・そばなど、総じて品質や収量が低下しました。青果についても、南瓜・玉葱・馬鈴薯・ブロッコリーなど全般的に平年収量を下回りましたが、価格は高値となりました。酪農・畜産については、プールの乳価は上昇したものの、配合飼料価格の高止まりや個体販売価格の下落で、引き続き厳しい年となりました。

本年も立替払いと概算金総額47億5千2百万円、各種助成金4千万円、各種奨励金1億7千9百万円の支払いを行い、組合員の負担軽減に努めてまいりました。

総販売取扱高(過年度分含む)は176億6百万円となり、前年度より1億9千4百万円の減少となりました。さらに交付金、対策費、奨励金、補給金を含めた総額は182億7千1百万円となり、経営所得安定対策交付金の関連対策総額119億9百万円、農業共済金2億1千1百万円、収入保険9千2百万円を合わせた収入総額304億8千3百万円で、前年度より、25億2千5百万円の増加となりました。

信用事業については、貯金残高657億6千5百万円で、前年度より27億2千2百万円の増加となりました。

貸付金は受託資金を含めて149億8千8百万円となり、前年度より3千3百万円の増加となりました。

共済事業については、長期共済新規契約30億円の目標に対して実績51億1千4百万円となり目標を上回る結果となりました。

経済事業については、総取扱高106億1千9百万円で前年度より2億1千8百万円の増加となり、内訳は生産資材が59億7千4百万円で前年度より3千5百万円の増加、農業機械が18億7千6百万円で前年度より9千万円の増加、燃料が22億4百万円で前年度より3千4百万円の減少、自動車5億6千5百万円で前年度より1億2千8百万円の増加となりました。

生産施設事業については、ライスセンターで米60,246俵、小麦189,563俵、大豆165,815俵、そば9,346俵、玄米バラ施設38,051俵、カントリーエレベーターで米86,600俵、小麦55,560俵、豆バラ施設14,214俵をそれぞれ取り扱いました。

堆肥造成事業では、14,702トンの堆肥供給をいたしました。

以上の結果、当期剰余金258,850千円となり当期首繰越剰余金94,563千円を含めた当期末処分剰余金は353,413千円となりました。

組合員の皆様には、事業全般にわたって特段のご利用とご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

また、各関係機関にご指導とご支援を賜ったことに対して感謝とお礼を申し上げ、本年度の事業概況の報告といたします。

### 2. 最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益(注1)	13,870	13,288	13,353	10,396	10,690
信用事業収益	594	566	524	504	520
共済事業収益	306	287	294	284	278
農業関連事業収益	9,994	9,888	9,732	6,824	7,103
生活その他事業収益	2,879	2,449	2,706	2,687	2,694
営農指導事業収益	97	99	96	97	95
経常利益	130	252	115	254	260
当期剰余金(注2)	98	191	99	219	259
出資金	3,438	3,534	3,576	3,641	3,733
出資口数	3,438,320口	3,534,071口	3,575,812口	3,640,585口	3,732,867口
純資産額	6,737	6,967	7,060	7,183	7,366
総資産額	72,798	74,472	74,314	74,802	77,455
貯金等残高	61,209	63,307	63,168	63,043	65,765
貸出金残高	10,492	9,920	9,756	9,485	9,161
有価証券残高	0	0	0	0	0
剰余金配当金額	43	68	37	135	165
出資配当の額	43	44	37	35	35
事業利用分量配当の額	-	24	-	100	130
職員数	317人	317人	308人	299人	297人
単体自己資本比率(注3)	20.00%	20.72%	21.25%	19.82%	20.35%

注1) 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

注2) 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注3) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・水省告示第2号)に基づき算出しております。



### 3. 決算関係書類(2期分)

#### ■ 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	科 目	令和4年度	令和5年度
(資産の部)			(負債の部)		
<b>1 信用事業資産</b>	<b>61,235,331</b>	<b>64,601,846</b>	<b>1 信用事業負債</b>	<b>63,875,475</b>	<b>66,469,005</b>
(1) 現金	328,195	342,693	(1) 貯金	63,043,070	65,765,016
(2) 預金	51,037,785	54,731,378	(2) 借入金	500,072	360,684
系統預金	49,319,033	53,039,342	(3) その他の信用事業負債	136,322	166,636
系統外預金	1,718,752	1,692,037	未払費用	5,322	5,425
(3) 貸出金	9,485,089	9,160,597	その他の負債	131,000	161,212
(4) その他の信用事業資産	250,125	236,038	(4) 債務保証	196,010	176,669
未収収益	246,145	233,884	<b>2 共済事業負債</b>	<b>154,339</b>	<b>162,918</b>
その他の資産	3,980	2,154	(1) 共済資金	48,404	59,709
(5) 債務保証見返	196,010	176,669	(2) 未経過共済付加収入	105,688	103,209
(6) 貸倒引当金	△ 61,873	△ 45,530	(3) その他の共済事業負債	246	-
<b>2 共済事業資産</b>	<b>224</b>	<b>153</b>	<b>3 経済事業負債</b>	<b>2,766,486</b>	<b>2,561,529</b>
(1) その他の共済事業資産	224	153	(1) 経済事業未払金	2,033,962	1,753,381
(2) 貸倒引当金	△ 1	0	(2) 経済受託債務	322,134	399,532
<b>3 経済事業資産</b>	<b>3,786,776</b>	<b>3,492,209</b>	(3) その他の経済事業負債	410,389	408,616
(1) 受取手形	4,292	3,380	前受収益	213,328	194,768
(2) 経済事業未収金	846,577	852,889	その他の負債	197,061	213,848
(3) 経済受託債権	1,276,320	1,051,807	<b>4 設備借入金</b>	<b>145,200</b>	<b>108,900</b>
(4) 棚卸資産	1,343,721	1,275,520	<b>5 雑負債</b>	<b>469,796</b>	<b>586,951</b>
購買品	1,117,440	1,157,015	(1) 未払法人税等	4,800	25,052
販売品	139,541	32,005	(2) リース債務	225,259	185,068
その他の棚卸資産	86,740	86,500	(3) その他の負債	239,737	376,831
(5) その他の経済事業資産	324,927	317,373	<b>6 諸引当金</b>	<b>207,480</b>	<b>199,581</b>
未収収益	83,739	108,052	(1) 賞与引当金	23,819	23,890
その他の資産	241,188	209,320	(2) 退職給付引当金	102,510	110,527
(6) 貸倒引当金	△ 9,061	△ 8,759	(3) 役員退職慰労引当金	81,151	65,164
<b>4 雑資産</b>	<b>1,960,367</b>	<b>1,690,655</b>	<b>負債の部合計</b>	<b>67,618,774</b>	<b>70,088,884</b>
(1) 組勘未決済勘定	1,261,459	1,030,220	(純資産の部)		
(2) その他の雑資産	703,451	665,630	<b>1 組合員資本</b>	<b>7,176,122</b>	<b>7,356,334</b>
(3) 貸倒引当金	△ 4,543	△ 5,195	(1) 出資金	3,640,585	3,732,867
<b>5 固定資産</b>	<b>3,811,914</b>	<b>3,654,894</b>	(2) 資本準備金	7,000	7,000
(1) 有形固定資産	3,811,914	3,650,511	(3) 利益剰余金	3,594,060	3,718,303
建物	8,400,194	8,423,798	利益準備金	1,975,064	2,019,064
構築物	745,331	749,136	その他利益剰余金	1,618,996	1,699,239
機械装置	3,943,584	3,982,509	税効果積立金	52,467	57,737
工具器具備品	567,337	579,905	経営基盤強化積立金	600,151	630,151
その他の有形固定資産	358,989	227,251	特別積立金	657,938	657,938
土地	840,379	840,379	当期末処分剰余金	308,440	353,413
減価償却累計額	△ 11,043,900	△ 11,152,468	(うち当期剰余金)	218,894	258,850
(2) 無形固定資産	-	4,384	(4) 処分未済持分	△ 65,523	△ 101,836
<b>6 外部出資</b>	<b>3,949,602</b>	<b>3,953,116</b>	<b>2 評価・換算差額等</b>	<b>6,929</b>	<b>9,471</b>
(1) 外部出資	3,966,190	3,969,704	(1) その他有価証券評価差額金	6,929	9,471
系統出資	3,615,290	3,615,290			
系統外出資	233,300	236,814			
子会社等出資	117,600	117,600			
(2) 外部出資等損失引当金	△ 16,588	△ 16,588			
<b>7 繰延税金資産</b>	<b>57,611</b>	<b>61,815</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>7,183,052</b>	<b>7,365,805</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>74,801,826</b>	<b>77,454,689</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>74,801,826</b>	<b>77,454,689</b>

## ■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度	科 目	令和4年度	令和5年度
<b>1 事業総利益</b>	<b>2,549,831</b>	<b>2,574,277</b>	(9) 販売事業収益	1,225,495	1,266,614
事業収益	10,064,478	10,358,455	販売品販売高	704,292	708,939
事業費用	7,514,648	7,784,178	販売手数料	345,419	368,052
(1) 信用事業収益	504,280	520,148	その他の収益	175,783	189,622
資金運用収益	424,609	437,382	(10) 販売事業費用	782,191	786,186
(うち預金利息)	(3,212)	(19,193)	販売品供給原価	588,754	605,267
(うち受取奨励金)	(204,591)	(206,415)	その他の費用	193,436	180,919
(うち貸出金利息)	(216,806)	(211,774)	(うち貸倒引当金繰入額)	(3,167)	-
役員取引等収益	17,911	18,527	(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△ 366)
その他経常収益	61,760	64,239	<b>販売事業総利益</b>	<b>443,304</b>	<b>480,427</b>
(2) 信用事業費用	55,961	68,318	(11) 保管事業収益	267,198	273,009
資金調達費用	13,203	9,905	(12) 保管事業費用	82,767	97,733
(うち貯金利息)	(3,353)	(907)	(うち貸倒引当金繰入額)	(22)	-
(うち給付補填備金繰入)	(3)	(2)	(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△ 60)
(うち借入金利息)	(9,211)	(8,642)	<b>保管事業総利益</b>	<b>184,431</b>	<b>175,276</b>
(うちその他支払利息)	(635)	(353)	(13) 利用事業収益	998,117	1,040,056
役員取引等費用	6,313	5,794	(14) 利用事業費用	742,998	811,601
その他事業直接費用	0	0	<b>利用事業総利益</b>	<b>255,119</b>	<b>228,455</b>
その他経常費用	36,445	52,619	(15) 指導事業収入	97,019	95,115
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-	(16) 指導事業支出	102,273	94,344
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 27,042)	(△ 11,267)	<b>指導事業収支差額</b>	<b>△ 5,253</b>	<b>771</b>
<b>信用事業総利益</b>	<b>448,319</b>	<b>451,830</b>	<b>2 事業管理費</b>	<b>2,344,426</b>	<b>2,361,440</b>
(3) 共済事業収益	283,530	277,533	(1) 人件費	1,836,502	1,844,450
共済付加収入	265,174	263,368	(2) 業務費	111,060	117,257
共済貸付金利息	-	-	(3) 諸税負担金	49,101	47,475
その他の収益	18,356	14,165	(4) 施設費	346,560	350,505
(4) 共済事業費用	12,185	12,941	(5) その他事業管理費	1,203	1,753
共済借入金利息	-	-	<b>事業利益</b>	<b>205,405</b>	<b>212,837</b>
共済推進費	7,792	7,858	<b>3 事業外収益</b>	<b>65,838</b>	<b>62,554</b>
共済保全費	3,559	3,790	(1) 受取雑利息	400	305
その他の費用	835	1,293	(2) 受取出資配当金	35,830	37,207
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	-	(3) 賃貸料	18,289	21,075
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△ 0)	(4) 雑収入	11,320	3,967
<b>共済事業総利益</b>	<b>271,345</b>	<b>264,592</b>	<b>4 事業外費用</b>	<b>16,795</b>	<b>15,292</b>
(5) 購買事業(農業関連)収益	4,333,686	4,523,155	(1) 支払雑利息	1,340	972
購買品供給高	3,982,709	4,142,463	(2) 寄付金	728	573
購買手数料	135,573	123,659	(3) 貸倒引当金繰入額(事業外)	-	652
修理サービス料	67,573	65,161	貸倒引当金戻入益(事業外)	△ 4,143	-
その他の収益	147,830	191,871	(4) 雑損失	18,870	13,094
(6) 購買事業(農業関連)費用	3,741,510	3,924,341	<b>経常利益</b>	<b>254,449</b>	<b>260,099</b>
購買品供給原価	3,527,159	3,768,022	<b>5 特別利益</b>	<b>78,273</b>	<b>106,538</b>
修理サービス費	32,261	30,255	(1) 固定資産処分益	313	70
その他の費用	182,090	126,065	(2) 一般補助金	950	46,698
(うち貸倒引当金繰入額)	(114)	-	(3) 開発協力金	63,800	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△ 97)	(4) 保険金	-	50,770
<b>購買事業(農業関連)総利益</b>	<b>592,176</b>	<b>598,814</b>	(5) その他の特別利益	13,211	9,000
(7) 購買事業(生活その他)収益	2,687,176	2,694,479	<b>6 特別損失</b>	<b>78,176</b>	<b>80,335</b>
購買品供給高	2,582,536	2,573,220	(1) 固定資産処分損	61,602	1,176
店舗購買手数料	5,285	8,797	(2) 固定資産圧縮損	950	68,763
その他の収益	99,355	112,461	(3) 減損損失	6,715	-
(8) 購買事業(生活その他)費用	2,326,785	2,320,368	(4) その他の特別損失	8,910	10,397
購買品供給原価	2,141,014	2,143,102	<b>税引前当期利益</b>	<b>254,546</b>	<b>286,303</b>
その他の費用	185,772	177,265	法人税・住民税及び事業税	4,800	32,629
(うち貸倒引当金繰入額)	(19)	(220)	法人税等調整額	30,852	△ 5,176
(うち貸倒引当金戻入益)	-	-	法人税等合計	35,652	27,452
<b>購買事業(生活その他)総利益</b>	<b>360,391</b>	<b>374,111</b>	当期剰余金	218,894	258,850
			当期首繰越剰余金	89,546	94,563
			会計方針の変更による累積的影響額	△ 101,071	-
			遡及処理後当期首繰越剰余金	△ 11,525	-
			経営基盤強化積立金取崩額	101,071	-
			税効果積立金取崩額	-	-
			当期末処分剰余金	308,440	353,413

## ■ 剰余金処分計算書

(単位：千円、%)

科 目	令和4年度	令和5年度
1 当期末処分剰余金	308,440	353,413
2 剰余金処分額	213,878	256,738
(1) 利益準備金	44,000	52,000
(2) 任意積立金	35,270	40,025
税効果積立金	5,270	5,176
経営基盤強化積立金	30,000	34,849
特別積立金	-	-
(3) 出資配当金	34,608	34,713
(4) 事業分量配当金	100,000	130,000
3 次期繰越剰余金	94,563	96,675

注) 1. 出資配当金の配当率は、次のとおりです。

令和4年度	1.0%	令和5年度	1.0%
-------	------	-------	------

2. 次期繰越剰余金のうち13,000,000円は教育情報繰越金とします。(当期剰余金の5.0%繰越)

令和4年度	11,000,000円	令和5年度	13,000,000円
-------	-------------	-------	-------------

3. 任意積立金における目的積立金の積み立て目的及び積立目標額、取崩基準等は以下のとおりです。

種類	積立目的	積立目標金額	取崩基準
経営基盤強化積立金	政策や会計基準の変更に伴い、経営リスクを伴う支出や将来一定程度発生が見込まれる臨時支出の支出によって発生する経営危機を回避するため。	毎年度末の自己資本の10%か、前年度末の積立額のいずれか高い額まで。	次の事由が発生した場合に理事会に付議の上、当期発生した損失額又は、処理をしなければ発生する未処理欠損金相当額を限度に取崩すものとする。 1. 会計制度の変更に伴って、損失が発生する場合には、会計制度変更の初年度において発生した損失又は未処理欠損金相当額 2. 金融検査マニュアルなど検査・監査基準の変更によって発生した臨時の損失 3. 経営環境の変化によって、人的リストラ、財務リストラなどを行う必要に至ったときの臨時の損失 4. 農業政策の変更などにより担保等が毀損し、償却・引当が増加した場合の損失 5. 固定資産の減損会計により発生した減損損失額 6. 上記1～5までに準ずる損失
税効果積立金	1. 繰延税金資産の回収可能性の見直しに伴う繰延税金資産の取崩に係る支出。 2. 税率の引下げに伴う繰延税金資産の取崩に係る支出。 3. 前各号に類する支出。	当期に発生した法人税等調整額(含む過年度税効果調整額)の残高全額。	積立目的の各号の事由が発生したときに、理事会に付議した上で取崩すものとする。

## ■注記表（令和4年度）

### I. 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
  - ① 市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - ② 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購入品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② 販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ③ その他の棚卸資産（貯蔵品） 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。
- (2) リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

##### (2) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(3) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)(以下、収益認識に関する会計基準等)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業(農業関連・生活その他)

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 利用事業

乾燥調製施設・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6. 消費税等及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しております。

## 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

### (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料、店舗購買手数料として表示しております。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

### (3) 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定等の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定等の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定等の残高は、貸借対照表の経済受託債権または、経済受託債務に計上しております。

## II. 会計方針の変更

### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用しており、以下の通り会計処理方法の一部を見直しています。

なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

#### (収益の計上時期の変更)

約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当組合は、従来一時時点で収益を計上していた取引の一部について、履行義務の充足をもって収益を計上するように変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が151,153千円、購買事業費用が147,911千円減少し、購買事業総利益が3,242千円減少しております。これにより、事業収益が151,153千円、事業費用が147,911千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ3,242千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が4,182千円増加しております。

#### (全道共計等に委託した販売事業の収益を共計全体の進捗率を用いて認識)

販売事業のうち全道共計等へ委託して販売する米、小麦及び大豆について、従来は集荷した時点で収益を認識しておりましたが、全道共計等の販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の販売事業収益が8,617千円増加し、販売事業費用が17,457千円増加し、販売事業総利益が8,839千円減少しております。これにより、事業収益が8,617千円、事業費用が17,457千円増加し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ8,839千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が105,253千円減少しております。

#### (代理人取引について、収益の計上を総額から純額に変更)

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が3,640,580千円、購買事業費用が3,640,580千円減少しております。これにより、事業収益が3,640,580千円、事業費用が3,640,580千円減少しております。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

当組合は時価の算定に関する会計基準（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

## Ⅲ. 表示方法の変更

### 1. 経済事業未収収益及び前受収益・未払費用の表示区分の変更

収益認識会計基準等の適用により、当年度より従来雑資産に計上していた経済事業未収収益を経済事業資産のその他の経済事業資産に計上しております。同様に、従来雑負債に計上していた経済事業前受収益・未払費用を経済事業負債のその他の経済事業負債として計上しております。

## Ⅳ. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 75,478千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。

事業別の内訳は、「第7. 計算書類の附属明細書」の「(4) 引当金」に記載しています。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### イ 算定方法

「Ⅰ. 重要な会計方針」のうち「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

#### ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

#### ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 60,261千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、第7次中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 6,715千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、第7次中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## V. 貸借対照表関係

### 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は5,751,537千円であり、その内訳はつぎのとおりです。建物3,155,393千円、構築物147,811千円、機械装置2,350,406千円、車輛運搬具54,322千円、工具器具備品43,605千円。

うち、本年分は、機械装置950千円です。

### 2. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	689,737千円
子会社等に対する金銭債務の総額	346,455千円

### 3. 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額	5,908千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	-千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により、理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸出金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の組合の事業に係る多人数を相手方とする定型的取引によって生じたもの。

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の組合の事業に係る多人数を相手方とする定型的取引によって生じたもの。

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として組合から受ける財産上の利益をいう。）の給付。

### 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は76,055千円、危険債権額は245,437千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。



- ③ ①及び②の合計額は321,492千円です。  
 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## VI. 損益計算書関係

### 1. 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	122,794千円
うち事業取引高	122,794千円
うち事業取引以外の取引高	- 千円
子会社等との取引による費用総額	666,851千円
うち事業取引高	666,851千円
うち事業取引以外の取引高	- 千円

### 2. 減損損失の状況

#### ① グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングをした結果、信用共済事業については、支所ごとに、農業関連（販売関係）、農業関連（生産資材・農業機械・農業支援）、生活その他事業（燃料・自動車）については事業別に、貸貸資産および遊休資産は物件ごとにグルーピングしています。本所及び農業関連施設（青果事業、利用事業、保管事業）については、組合員の営農に必要な共同利用施設として設定するものであり、必ずしも施設利用料で投下額を回収するのではなく、農業関連またはJA全体の利益で負担することとしています。また、他の一般企業等が代替設備を用意することは困難であるため、共用資産と認識しています。

#### ② 当期において減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

場所	用途	種類	備考
士別市温根別町	遊休	建物・構築物・土地	旧温根別支所
上川郡剣淵町	遊休	建物	剣淵Aコープ

#### ③ 減損損失の認識に至った経緯

令和4年4月の組織機構再編による温根別支所の統廃合、令和4年10月の（有）ウシロ・サービス閉店に伴い、今後使用する見込みがないことから、遊休不稼働資産として帳簿価額を減額し当該減少額を減損損失6,715千円として特別損失に計上しました。

なお、減損損失計上額については、土地以外は帳簿価額1円まで、土地については市町村における固定資産税評価額に基づき帳簿価額を回収可能価額まで減額し計上しています。

#### ④ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

場所	建物	構築物	土地	合計
士別市温根別町	4,638 千円	17 千円	112 千円	4,767 千円
上川郡剣淵町	1,947 千円			1,947 千円

## VII. 金融商品関係

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を主に北海道信用農業協同組合連合会へ預け入れを行っています。

また、組合員の共同利用施設である経済センター等の取得、設備投資のために借入れを行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、設備借入金は北海道信用農業協同組合連合会等からの借入金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、総務部審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%下落したものと想定した場合には、経済価値が46,340千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。  
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	51,037,785	50,954,083	△ 83,702
貸出金	9,485,089	-	-
貸倒引当金(*1)	△ 61,873	-	-
貸倒引当金控除後	9,423,216	9,810,275	387,059
経済事業未収金	846,577	-	-
貸倒引当金(*2)	△ 2,680	-	-
貸倒引当金控除後	843,897	843,897	-
経済受託債権	1,276,320	-	-
貸倒引当金(*3)	△ 5,367	-	-
貸倒引当金控除後	1,270,953	1,270,953	-
外部出資	12,705	12,705	-
資 産 計	62,588,556	62,891,913	303,357
貯金	63,043,070	62,990,117	△ 52,954
借入金(*4)	645,272	650,271	4,999
経済事業未払金	2,033,962	2,033,962	-
負 債 計	65,722,305	65,674,350	△ 47,955

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*3) 経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*4) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金145,200千円を含めております。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資 産】

#### ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

また、利払いごとに預入先の金融機関が満期を繰り上げることのできる預け金（いわゆるコーラブル預金）については、合理的に算定された価額を時価としております。

#### ② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

#### ③ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

④ 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

⑤ 外部出資

株式は取引所の価格によっております。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

② 借入金及び設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額
外部出資	3,953,485
外部出資等損失引当金	△ 16,588
引当金控除後	3,936,897

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年 以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	49,537,785	-	-	-	-	1,500,000
貸出金(*1、2)	2,664,390	1,086,614	903,412	749,573	580,236	3,490,304
経済事業未収金	846,577	-	-	-	-	-
経済受託債権	1,276,320	-	-	-	-	-
合計	54,325,072	1,086,614	903,412	749,573	580,236	4,990,304

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越913,605千円については「1年以内」に含めております。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等10,561千円は償還の予定が見込まれないため、含まれておりません。

## (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（*1）	55,150,259	3,026,709	2,970,054	1,145,660	750,388	-
借入金（*2）	137,344	112,723	85,548	63,718	40,894	59,845
設備借入金	36,300	36,300	36,300	36,300	-	-
合計	55,323,903	3,175,732	3,091,902	1,245,678	791,282	59,845

（\*1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

（\*2）借入金のうち、当座借越はありません。

## VIII. 有価証券関係

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。有価証券には、「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

## 1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

## ① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	銘柄	取得原価	貸借対照表 計上額 (時価)	評価 差額	うち益	うち損
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式 雪印メグ ミルク (株)	3,126	16,219	13,093	13,093	-

なお、上記貸借対照表計上額（時価）は、東京証券取引所の最終価格より計上し、評価差額金から繰延税金負債2,650千円を差し引いた額6,929千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## IX. 退職給付関係

## (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、JA全国共済会との契約によるJA退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

## (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 99,659千円	
① 退職給付費用	△ 87,085千円	
② 退職給付の支払額	13,780千円	
③ 特定退職金共済制度への拠出金	70,455千円	
調整額合計	△ 2,851千円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 102,510千円	期首+調整額

## (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 1,312,663千円	
② 特定退職金共済制度（JA全国共済会）	1,210,154千円	
③ 未積立退職給付債務	△ 102,510千円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 102,510千円	
⑤ 退職給付引当金	△ 102,510千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額		
① 勤務費用	87,085千円	
② 臨時に支払った割増退職金	<u>4,325千円</u>	
③ 合計	91,410千円	①+②

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,758千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、231,655千円となっています。

## X. 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	9,744千円
減価償却超過額	3,988千円
役員退職慰労引当金	22,446千円
退職給付引当金	28,354千円
減損損失否認額	40,081千円
賞与引当金	6,588千円
その他	<u>20,814千円</u>
繰延税金資産小計	132,016千円
評価性引当額	<u>△ 71,755千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	60,261千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>△ 2,650千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>△ 2,650千円</u>
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	<u>57,611千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.26%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.71%
事業分量配当金	△ 10.87%
住民税均等割・事業税率差異等	1.89%
評価性引当額の増減	△ 4.16%
税務上の欠損金	1.14%
その他	0.80%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	14.01%

## XI. 収益認識に関する注記

1. 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

その他の経済事業資産の未収収益には、販売委託先から提示された販売進捗率に応じて、販売手数料として認識した契約資産1,972千円が含まれております。

その他の経済事業負債の前受収益には、販売委託先から提示された販売進捗率に応じて、販売手数料から控除した契約負債158,754千円が含まれております。

**XII. その他の注記**

1. リース取引に関する会計基準に基づく事項

リース債権並びにリース債務の残高のうち、転貸リース取引については、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上しており、その内訳は次のとおりです。

リース債権	210,031千円
リース債務	210,031千円

## ■注記表（令和5年度）

### I. 重要な会計方針

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
  - ① 市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ② 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

#### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② 販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ③ その他の棚卸資産（貯蔵品） 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
  - 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
  - 定額法。  
なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しています。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。



(2) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(3) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業（農業関連・生活その他）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 利用事業

乾燥調製施設・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6. 消費税等及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しております。

## 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

### (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料、店舗購買手数料として表示しております。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

### (3) 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定等の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定等の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定等の残高は、貸借対照表の経済受託債権または、経済受託債務に計上しております。

## II. 会計方針の変更

### 1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## III. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 貸倒引当金

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 59,484千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。

事業別の内訳は、「第7. 計算書類の附属明細書」の「(4) 引当金」に記載しています。

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

##### イ 算定方法

「I. 重要な会計方針」のうち「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

##### ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

##### ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 65,437千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、第7次中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### IV. 貸借対照表関係

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は5,742,584千円であり、その内訳はつぎのとおりです。建物3,191,543千円、構築物147,811千円、機械装置2,311,748千円、車輛運搬具54,322千円、工具器具備品37,160千円。

うち、本年分は、建物36,150千円、機械装置900千円です。

2. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	617,082千円
子会社等に対する金銭債務の総額	353,387千円

3. 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額	5,658千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	-千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により、理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸出金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の組合の事業に係る多人数を相手方とする定型的取引によって生じたもの。

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の組合の事業に係る多人数を相手方とする定型的取引によって生じたもの。

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として組合から受ける財産上の利益をいう。）の給付。

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は17,795千円、危険債権額は231,921千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

- ③ ①及び②の合計額は249,716千円です。  
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## V. 損益計算書関係

1. 子会社等との取引高の総額	
子会社等との取引による収益総額	118,607千円
うち事業取引高	118,607千円
うち事業取引以外の取引高	- 千円
子会社等との取引による費用総額	613,315千円
うち事業取引高	613,315千円
うち事業取引以外の取引高	- 千円

## VI. 金融商品関係

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を主に北海道信用農業協同組合連合会へ預け入れを行っています。

また、組合員の共同利用施設である経済センター等の取得、設備投資のために借入れを行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、設備借入金は北海道信用農業協同組合連合会等からの借入金です。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、総務部審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.27%下落したものと想定した場合には、経済価値が23,599千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しております。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	54,731,378	54,306,703	△ 424,676
貸出金	9,160,597	-	-
貸倒引当金（*1）	△ 45,530	-	-
貸倒引当金控除後	9,115,067	9,476,277	361,210
経済事業未収金	852,889	-	-
貸倒引当金（*2）	△ 2,687	-	-
貸倒引当金控除後	850,202	850,202	-
経済受託債権	1,051,807	-	-
貸倒引当金（*3）	△ 5,121	-	-
貸倒引当金控除後	1,046,686	1,046,686	-
外部出資	16,219	16,219	-
資 産 計	65,759,553	65,696,087	△ 63,466
貯金	65,765,016	65,707,003	△ 58,013
借入金（*4）	469,584	472,218	2,634
経済事業未払金	1,753,381	1,753,381	-
負 債 計	67,987,980	67,932,601	△ 55,379

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*3）経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*4）借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金108,900千円を含めております。

## (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

### 【資産】

#### ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

また、利払いごとに預入先の金融機関が満期を繰り上げることのできる預け金（いわゆるコーラブル預金）については、合理的に算定された価額を時価としております。

#### ② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

#### ③ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

#### ④ 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

#### ⑤ 外部出資

上場株式については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

### 【負債】

#### ① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

#### ② 借入金及び設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

#### ③ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額
外部出資	3,953,485
外部出資等損失引当金	△ 16,588
引当金控除後	3,936,897

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年 以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	53,231,378	-	-	-	-	1,500,000
貸出金(*1、2)	2,432,667	1,051,944	891,676	719,296	567,139	3,489,401
経済事業未収金	852,889	-	-	-	-	-
経済受託債権	1,051,807	-	-	-	-	-
合計	57,568,741	1,051,944	891,676	719,296	567,139	4,989,401

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越766,357千円については「1年以内」に含めております。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等8,474千円は償還の予定が見込まれないため、含まれておりません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年 以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	57,381,370	3,280,464	4,240,772	703,098	159,311	-
借入金(*2)	110,704	83,489	62,761	39,922	27,240	36,569
設備借入金	36,300	36,300	36,300	-	-	-
合計	57,528,373	3,400,254	4,339,833	743,021	186,551	36,569

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

(\*2) 借入金のうち、当座借越はありません。

## VII. 有価証券関係

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。有価証券には、「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

### 1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

#### ① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	銘柄	取得原価	貸借対照表 計上額 (時価)	評価 差額	うち益	うち損
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式 雪印メグ ミルク (株)	3,126	16,219	13,093	13,093	-

なお、上記貸借対照表計上額(時価)は、東京証券取引所の最終価格より計上し、評価差額金から繰延税金負債3,622千円を差し引いた額9,471千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

## VIII. 退職給付関係

### (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約によるJ A退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

### (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 102,510千円	
① 退職給付費用	△ 85,877千円	
② 退職給付の支払額	8,075千円	
③ 特定退職金共済制度への拠出金	69,785千円	
調整額合計	△ 8,017千円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 110,527千円	期首+調整額

### (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 1,334,686千円	
② 特定退職金共済制度（J A全国共済会）	1,224,159千円	
③ 未積立退職給付債務	△ 110,527千円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 110,527千円	
⑤ 退職給付引当金	△ 110,527千円	

### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	85,877千円	
② 臨時に支払った割増退職金	3,029千円	
③ 合計	88,906千円	①+②

### (5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,291千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、195,950千円となっています。



## IX. 税効果会計関係

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	6,282千円
減価償却超過額	3,782千円
役員退職慰労引当金	18,024千円
退職給付引当金	30,572千円
減損損失否認額	39,626千円
賞与引当金	6,608千円
その他	27,593千円
繰延税金資産小計	132,487千円
評価性引当額	△ 67,050千円
繰延税金資産合計 (A)	65,437千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 3,622千円
繰延税金負債合計 (B)	△ 3,622千円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	61,815千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.38%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.78%
事業分量配当金	△ 12.56%
住民税均等割・事業税率差異等	1.05%
各種税額控除等	△ 1.87%
評価性引当額の増減	△ 2.66%
その他	△ 0.63%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	9.59%

## X. 収益認識に関する注記

### 1. 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## XI. その他の注記

### 1. リース取引に関する会計基準に基づく事項

リース債権並びにリース債務の残高のうち、転貸リース取引については、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上しており、その内訳は次のとおりです。

リース債権	179,056千円
リース債務	179,056千円

## ■部門別損益計算書

【令和4年度】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	10,396,501	504,280	283,530	6,824,496	2,687,176	97,019	
事業費用②	7,846,670	55,961	12,185	5,349,466	2,326,785	102,273	
<b>事業総利益③(①-②)</b>	<b>2,549,831</b>	<b>448,319</b>	<b>271,345</b>	<b>1,475,030</b>	<b>360,391</b>	<b>△ 5,253</b>	
事業管理費④	2,344,426	275,066	161,939	1,296,332	284,741	326,348	
うち人件費	1,836,502	239,025	141,913	907,658	259,684	288,222	
うち業務費	111,060	16,007	9,134	65,714	6,009	14,197	
うち諸税負担金	49,101	6,329	3,595	31,317	2,918	4,942	
うち施設費	346,560	13,438	7,209	290,981	16,064	18,867	
(うち減価償却費⑤)	275,992	1,810	685	252,782	12,929	7,786	
その他事業管理費	1,203	267	88	661	66	121	
※うち共通管理費等⑥		50,400	28,721	215,621	21,684	39,392	△ 355,818
(うち減価償却費⑦)		1,202	685	5,144	517	940	△ 8,488
<b>事業利益⑧(③-④)</b>	<b>205,405</b>	<b>173,253</b>	<b>109,406</b>	<b>178,698</b>	<b>75,650</b>	<b>△ 331,602</b>	
事業外収益⑨	74,525	10,556	6,016	45,161	4,542	8,250	
うち共通分⑩		10,556	6,016	45,161	4,542	8,250	△ 74,525
事業外費用⑪	25,481	4,793	1,946	14,606	1,469	2,668	
うち共通分⑫		3,414	1,946	14,606	1,469	2,668	△ 24,102
<b>経常利益⑬(⑧+⑨-⑪)</b>	<b>254,449</b>	<b>179,016</b>	<b>113,476</b>	<b>209,254</b>	<b>78,723</b>	<b>△ 326,019</b>	
特別利益⑭	78,273	9,242	5,267	52,376	4,165	7,223	
うち共通分⑮		9,242	5,267	39,538	3,976	7,223	△ 65,246
特別損失⑯	78,176	9,572	5,438	51,601	4,106	7,459	
うち共通分⑰		9,543	5,438	40,828	4,106	7,459	△ 67,375
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	254,546	178,686	113,304	210,029	78,782	△ 326,255	
営農指導事業分配賦額⑲		66,645	40,337	219,273	-		
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳(⑱-⑲)	254,546	112,041	72,967	△ 9,244	78,782		

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

【令和5年度】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	10,690,109	520,148	277,533	7,102,834	2,694,479	95,115	
事業費用②	8,115,832	68,318	12,941	5,619,862	2,320,368	94,344	
<b>事業総利益③(①-②)</b>	<b>2,574,277</b>	<b>451,830</b>	<b>264,592</b>	<b>1,482,972</b>	<b>374,111</b>	<b>771</b>	
事業管理費④	2,361,440	267,638	156,445	1,310,469	284,746	342,143	
うち人件費	1,844,450	230,792	136,675	924,282	259,173	293,528	
うち業務費	117,257	16,481	9,140	69,481	6,296	15,859	
うち諸税負担金	47,475	6,062	3,334	30,052	2,874	5,153	
うち施設費	350,505	13,961	7,168	285,669	16,301	27,406	
(うち減価償却費⑤)	276,567	1,747	623	245,968	12,977	15,252	
その他事業管理費	1,753	342	127	985	102	197	
※うち共通管理費等⑥		50,872	28,135	217,402	22,536	43,407	△ 362,353
(うち減価償却費⑦)		1,126	623	5,152	499	961	△ 8,021
<b>事業利益⑧(③-④)</b>	<b>212,837</b>	<b>184,192</b>	<b>108,148</b>	<b>172,503</b>	<b>89,365</b>	<b>△ 341,372</b>	
事業外収益⑨	67,098	9,420	5,210	40,257	4,173	8,038	
うち共通分⑩		9,420	5,210	40,257	4,173	8,038	△ 67,098
事業外費用⑪	19,835	3,658	1,461	11,291	1,170	2,254	
うち共通分⑫		2,642	1,461	11,291	1,170	2,254	△ 18,818
<b>経常利益⑬(⑧+⑨-⑪)</b>	<b>260,099</b>	<b>189,954</b>	<b>111,897</b>	<b>201,470</b>	<b>92,367</b>	<b>△ 335,588</b>	
特別利益⑭	106,538	2,320	1,283	30,479	1,028	71,429	
うち共通分⑮		2,320	1,283	9,913	1,028	1,979	△ 16,523
特別損失⑯	80,335	627	347	10,685	278	68,398	
うち共通分⑰		627	347	2,680	278	535	△ 4,468
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	286,303	191,646	112,833	221,263	93,117	△ 332,557	
営農指導事業分配賦額⑲		68,318	40,007	224,231	-		
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳(⑱-⑲)	286,303	123,328	72,825	△ 2,968	93,117		

※⑥⑩⑫⑮⑰は、各課に直課できない部分。

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

令和4年度	共通管理費等	(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値
	営農指導事業	事業総利益割 ※生活その他事業部門を除く
令和5年度	共通管理費等	(人頭割+共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値
	営農指導事業	事業総利益割 ※生活その他事業部門を除く

2. 配賦割合（1の配賦基準で算出した配賦の割合）

		信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
令和4年度	共通管理費等	14.17%	8.07%	60.60%	6.09%	11.07%	100%
	営農指導事業	20.43%	12.36%	67.21%			100%
令和5年度	共通管理費等	14.04%	7.76%	60.00%	6.22%	11.98%	100%
	営農指導事業	20.54%	12.03%	67.43%			100%

3. 部門別の資産

(単位：千円)

	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共有資産
事業別の資産	74,821,063	61,235,331	224	3,578,894	207,882	34,021	9,764,711
総資産(共通資産配分後)	74,821,063	62,618,991	788,236	9,496,309	802,553	1,114,975	
(うち固定資産)	3,811,914	92,694	51,093	3,065,507	427,852	174,768	

## Ⅲ. 信用事業

### 1. 信用事業の考え方

#### ① 貸出運営の考え方

組合員個々の農業経営基盤強化を図るため、経営指導を前提とした融資を行なうとともに、地域社会の皆様の暮らしに必要な資金に対する融資を実施して参ります。

金融機関の業務運営の基本はリスク管理であり、自らの信頼性向上に向けて組合員、利用者に対してJAへの正しい理解を求めた活動に取り組んで参ります。

JAが、自立した地域の金融機関として十分な役割と機能を発揮し、貸出を中心とした運用の強化が引き続き最大の課題となっております。

地域の資金を地域に還元していく事を基本に、融資審査体制の強化に取り組み、後継者も含めた組合員等への働きかけを強化し、利用者のニーズの掘り起こしに努めて参ります。

#### ② JAバンクシステムについて

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

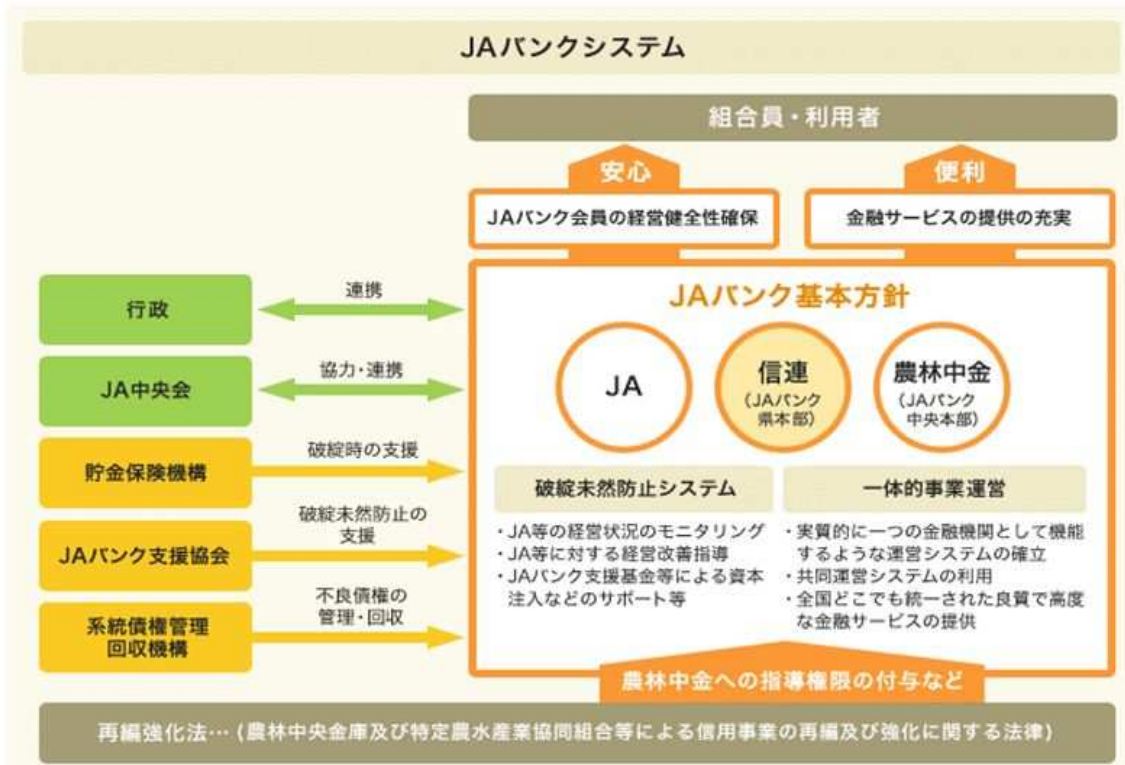


#### 破綻未然防止システム

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

#### 貯金保険制度

「貯金保険制度」は、貯金者保護のための国の公的な制度であり、JA・信連・農林中金などが加入しています。貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。



### 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の3つの柱で成り立っています。

### 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

## 2. 信用事業の状況

### ■ 利益総括表

(単位:百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増減
資金運用収支	411	427	16
役務取引等収支	12	13	1
その他信用事業収支	25	12	△ 13
信用事業粗利益	423	440	17
信用事業粗利益率	0.71	0.74	0.03
事業粗利益	2,550	2,574	24
事業粗利益率	3.57	3.57	0
事業純益	205	213	8
実質事業純益	205	213	8
コア事業純益	205	213	8
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	205	213	8

注1) 事業粗利益は、全事業の事業総利益の合計額に必要な調整を行った額です。

注2) 信用事業粗利益は次の算式により計算しております。

[信用事業収益(その他経常収益を除く) - 信用事業費用(その他経常費用を除く)  
+ 金銭の信託運用見合費用]

注3) 信用事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[信用事業粗利益 / 信用事業資産(債務保証見返を除く) 平均残高 × 100]

注4) 事業粗利益率(%)は次の算式により計算しております。

[事業粗利益 / 総資産(債務保証見返を除く) 平均残高 × 100]

### ■ 資金運用収支の内訳

(単位:千円、%)

	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	59,418,106	424,609	0.71	59,340,195	437,382	0.74
うち預金	48,313,069	207,803	0.43	48,501,951	225,608	0.47
うち有価証券	-	-	-	-	-	-
うち貸出金	11,105,037	216,806	1.95	10,838,244	211,774	1.95
資金調達勘定	62,681,591	13,203	0.02	62,209,320	9,905	0.02
うち貯金・定期積金	62,040,499	3,356	0.01	62,568,228	910	0.00
うち借入金	641,092	9,847	1.54	641,092	8,995	1.40
総資金利ざや			0.25			0.30

注1) 総資金利ざやは、次の算式により計算しております。

[資金運用利回り - 資金調達原価(資金調達利回り + 経費率)]

注2) 経費率は、次の算式により計算しております。

[信用部門の事業管理費 / 資金調達勘定(貯金・定期積金 + 借入金) 平均残高 × 100]

### ■ 受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

	令和4年度増減額	令和5年度増減額
資金運用勘定	△ 36,741	12,773
うち預金	△ 26,775	17,805
うち有価証券	-	-
うち貸出金	△ 9,966	△ 5,032
支払利息	△ 3,971	△ 3,298
うち貯金・定期積金	△ 1,781	△ 2,446
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	△ 2,190	△ 852
差し引き	△ 32,770	16,071

注1) 増減額は前年度対比です。

### ■ 利益率

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度	増減
総資産経常利益率	0.36	0.36	0.00
資本経常利益率	4.46	4.48	0.02
総資産当期純利益率	0.31	0.30	△ 0.01
資本当期純利益率	3.84	3.77	△ 0.07

注1) 次の算式により計算しております。

総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

資本経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100

総資産当期純利益率 = 当期純利益(税引後) / 総資産(債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

資本当期純利益率 = 当期純利益(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

### 3. 貯金に関する指標

#### ■ 科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増 減
流動性貯金	31,208 (50.3%)	33,104 (52.9%)	1,896
定期性貯金	28,530 (46.0%)	27,121 (43.4%)	△ 1,409
その他の貯金	2,294 (3.7%)	2,298 (3.7%)	4
計	62,032 (100.0%)	62,523 (100.0%)	491
譲渡性貯金	— (—%)	— (—%)	—
合計	62,032 (100.0%)	62,523 (100.0%)	491

注1) 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

注2) 定期性貯金=定期貯金+定期積金

注3) ( )内は構成比です。

#### ■ 定期貯金残高

(単位:百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増 減
定期貯金	27,694 (100%)	26,518 (100%)	△ 1,176
うち固定金利定期	27,694 (100%)	26,518 (100%)	△ 1,176
うち変動金利定期	— (—%)	— (—%)	—

注1) 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

注2) 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

注3) ( )内は構成比です。

#### ■ 貯金者別貯金残高

(単位:百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増 減
組合員貯金	50,916 [80.8%]	52,488 [79.8%]	1,572
組合員以外の貯金	12,127 [19.2%]	13,277 [20.2%]	1,150
うち地方公共団体	646 (1.0%)	652 (1.0%)	6
うちその他非営利法人	139 (0.2%)	430 (0.7%)	291
うちその他員外	11,342 (18.0%)	12,195 (18.5%)	853
合計	63,043 [100.0%]	65,765 [100.0%]	2,722

注1) [ ]( )内は構成比です。

## 4. 貸出金等に関する指標

### ■ 科目別貸出金平均残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	増減
手形貸付	421	370	△ 51
証書貸付	8,364	8,284	△ 80
当座貸越	2,329	2,197	△ 132
割引手形	-	-	-
合計	11,114	10,851	△ 263

### ■ 貸出金の金利条件別内訳

(単位:百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増減
固定金利貸出残高	8,717	8,485	△ 232
固定金利貸出構成比	91.9%	92.6%	-
変動金利貸出残高	768	675	△ 93
変動金利貸出構成比	8.1%	7.4%	-
残高合計	9,485	9,160	△ 325

### ■ 貸出先別貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増減
組合員貸出	9,357 [98.7%]	9,010 [98.4%]	△ 347
組合員以外の貸出	128 [1.3%]	150 [1.6%]	22
うち地方公共団体	- (-%)	- (-%)	-
うちその他非営利法人	- (-%)	- (-%)	-
うちその他員外	128 (1.3%)	150 (1.6%)	22
合計	9,485 (100.0%)	9,160 (100.0%)	△ 325

注1) [ ]( )内は構成比です。

### ■ 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	増減
貯金等	48	43	△ 5
有価証券	-	-	-
不動産	10	7	△ 3
その他担保物	49	41	△ 8
計	107	91	△ 16
農業信用基金協会保証	6,757	6,827	70
その他保証	68	60	△ 8
計	6,825	6,887	62
信用	2,553	2,182	△ 371
合計	9,485	9,160	△ 325

### ■ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	増減
貯金等	8	6	△ 2
有価証券	-	-	-
不動産	-	-	-
不動産	16	16	-
その他担保物	159	146	△ 13
計	183	168	△ 15
信用	13	9	△ 4
合計	196	177	△ 19

### ■ 貸出金の用途別内訳

(単位:百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増減
設備資金残高	7,555	7,458	△ 97
設備資金構成比	82.5%	81.4%	-
運転資金残高	1,930	1,702	△ 228
運転資金構成比	21.1%	18.6%	-
残高合計	9,485	9,160	△ 325



## ■ 業種別の貸出金残高

(単位:百万円、%)

	令和4年度	令和5年度	増減
農業	6,215 (65.5%)	6,038 (65.9%)	△ 177
林業	-	- (-%)	
水産業	-	- (-%)	
製造業	1 (0.0%)	1 (0.0%)	
建設業	-	- (-%)	
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (0.0%)	1 (0.0%)	△ 1
運輸・通信業	-	- (-%)	
卸売・小売・飲食業	1 (0.0%)	1 (0.0%)	
金融・保険業	-	- (-%)	
不動産業	-	- (-%)	
サービス業	188 (2.0%)	139 (1.5%)	△ 49
地方公共団体	-	- (-%)	
その他	3,078 (32.5%)	2,980 (32.5%)	△ 98
合計	9,485 (100.0%)	9,160 (100.0%)	△ 325

注1) ( )内は構成比です

## ■ 貯貸率・貯証率

(単位:%)

	令和4年度	令和5年度	増減
貯貸率			
期末	15.05%	13.93%	△ 1.12
期中平均	17.92%	17.36%	△ 0.56
貯証率			
期末	-	-	-
期中平均	-	-	-

注1) 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100

注2) 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100

注3) 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100

注4) 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

## ■ 主要な農業関係の貸出金残高

### 1) 営農類型別

(単位:百万円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
農業	6,099	5,667	△ 432
穀作	3,455	3,293	△ 162
野菜・園芸	93	115	22
養豚・肉牛・酪農	672	489	△ 183
その他農業	1,879	1,770	△ 109
農業関連団体等	-	-	
合計	6,099	5,667	△ 432

注1) 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。なお、上記の「業種別の貸出金残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2) 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

### 2) 資金種類別

[貸出金]

(単位:百万円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
プロパー資金	5,291	4,992	△ 299
農業制度資金	808	675	△ 133
農業近代化資金	128	180	52
その他制度資金	680	496	△ 184
合計	6,099	5,667	△ 432

注1) プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注2) 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注3) その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

[受託貸付金]

(単位:百万円)

種類	令和4年度	令和5年度	増減
日本政策金融公庫資金	5,201	5,619	418
その他	139	101	△ 38
合計	5,340	5,720	380

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

## 5. 農協法及び金融再生法に基づく開示債権残高

■令和4年度

(単位:百万円)

	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	76	18	29	29	76
危険債権	245	217	24	4	245
要管理債権	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-	-	-
<b>小計</b>	<b>321</b>	<b>235</b>	<b>53</b>	<b>33</b>	<b>321</b>
正常債権	9,384				
<b>合計</b>	<b>9,706</b>				

■令和5年度

(単位:百万円)

	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	18	5		13	18
危険債権	232	212	14	6	232
要管理債権	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-	-	-
<b>小計</b>	<b>250</b>	<b>218</b>	<b>14</b>	<b>18</b>	<b>250</b>
正常債権	9,111				
<b>合計</b>	<b>9,361</b>				

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 6. 有価証券に関する指標

該当する取引はありません。

## 7. 有価証券等の時価情報

### ■ 有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

[満期保有目的有価証券]

該当する取引はありません。

[その他有価証券]

(単位:百万円)

	種類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得価額又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えるもの	株式	13	3	10	16	3	13
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	小計	13	3	10	16	3	13
貸借対照表計上額が取得価額または償却原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
合計	13	3	10	16	3	13	

### ■ 金銭の信託

該当する取引はありません。

### ■ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

## 8. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期繰入額	令和4年度			期末残高
			当期取崩額		純繰入額 (△純取崩額)	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	40	40		40	0	40
個別貸倒引当金	66	35	3	63	△28	35
合計	106	75	3	103	△28	75
区分	期首残高	当期繰入額	令和5年度			期末残高
			当期取崩額		純繰入額 (△純取崩額)	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	40	37		40	0	37
個別貸倒引当金	35	23	5	30	△7	23
合計	75	60	5	70	△7	59

## 9. 貸出金償却の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
貸出金償却額	3	5

## IV. その他の事業

### 1. 営農指導事業

経営所得安定対策交付金の各種交付申請手続き支援や、効率的な生産体制の確立に向けた各種支援を今年度も進めるとともに、年度末には畑作物数量払いへのつなぎ資金実施により、農業経営の円滑な維持に向け対応してまいりました。

農家経営指導については、指導組合員の経営改善に向け、営農計画策定の協議と実績点検を行うとともに、巡回面談による個別指導により、効率的な適期作業の実施に向けて経営改善に取り組んでまいりました。

農業支援における農作業受委託(マッチング)支援については、本年度からJA北ひびきコントラクター協議会と連携して全地区で展開を始め、管理・収穫作業等の全受託面積7,045haの農機支援に対応しました。また、3年目の人材支援では、派遣機関と連携し、延べ2,183名(うち外国人労働者1,161名)の労働力支援に努めました。

6年目となった北海道営農地整備事業中士別地区の施工面積は、調査設計が57.3ha、区画整理面積が55.9haと進みました。

活動8年目となった営農支援員の巡回訪問については、各部門と連携して、延べ2,897戸を訪問し意見集約を行いました。

また、各種助成では生産組織や部会等への助成をはじめ、土づくり対策の継続と健康維持活動・各種情報発信を実施  
営農指導事業実績の推移 (単位:千円)

項 目		令和4年度	令和5年度
収入	賦 課 金	81,675	80,937
	実 費 収 入	-	-
	指 導 受 入 補 助 金	5,777	5,020
	受 託 指 導 収 入	9,568	9,158
	計	97,019	95,114
支出	営 農 改 善 指 導 費	84,326	73,238
	教 育 情 報 費	15,554	17,413
	生 活 改 善 費	2,393	3,694
	指 導 支 払 補 助 金	-	-
	計	102,273	94,345

### 2. 共済事業

様々なリスクが多様化している中、組合員・利用者の皆様へ安心と満足を提供し、農業と地域に貢献し続けることを目指した事業活動を実施してまいりました。

保障提案活動では、組合員・利用者のニーズや家計に応じた保障提供を踏まえ、LA(ライフアドバイザー)を中心とした3Q訪問活動や総合保障点検等を展開し、共済事業が果たすべき役割「ひと・いえ・くるま」の総合保障提供の実践に努めました。

また、適切な事故処理対応と、JA共済連自動車サービスセンターとの連携により、安心・信頼の提供に努めました。

長期共済は、新契約高51億1千4百万円(前年対比101.8%)となり、期末保有高については1,098億4千6百万円(前年対比96.6%)、短期共済は、掛金総額6億2千2百万円(前年対比99.7%)の結果となりました。

また、推進総合実績は568万ポイント(前年対比102.8%)となりました。

#### ● 長期共済保有高

(単位:千円)

種 類	令和4年度		令和5年度		
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高	
生命系	終身共済	483,795	41,525,137	580,434	39,730,215
	定期生命共済	1,000	340,200	50,000	383,200
	養老生命共済	281,900	25,027,245	306,280	22,084,284
	こども共済	32,800	3,576,200	49,000	3,242,300
	医療共済	-	255,200	3,000	240,700
	がん共済	-	108,500	-	103,500
	定期医療共済	-	270,900	-	269,400
	介護共済	12,000	127,732	17,400	145,132
年金共済	-	4,922,400	-	4,318,200	
建物更生共済	4,244,650	41,146,370	4,156,540	42,571,220	
合 計	5,023,345	113,723,684	5,113,654	109,845,851	

注1) 金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

注2) こども共済は養老生命共済の内書を表示しております。

注3) JA共済はJA、全国共済連の双方が共済契約の元受を共同で行っており、共済契約が満期を迎えられたり、万一事故が起きた場合には、JA及び全国共済連の両者が連帯して共済責任を負うことにより、より安心してご利用いただける仕組みになっております。(短期共済についても同様です。)

注4) 認知症共済、生活障害共済、特定重度疾病共済には死亡保障がないことから、「長期共済保有高」には記載せず、後掲「介護共済・生活障害共済の共済金額保有高」に記載しております。

● 医療系共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医 療 共 済	23	19,885	36	18,590
が ん 共 済	43,251	115,220	32,024	152,680
定 期 医 療 共 済	170	4,160	90	4,140
	-	599	-	579
合 計	193	24,644	126	23,309
	43,251	115,220	32,024	152,680

注)1 金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。  
注)2 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しております。

● 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:千円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介 護 共 済	17,053	233,794	21,251	254,045
認 知 症 共 済	2,500	2,500	2,000	4,500
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)	-	-	-	-
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)	-	14,600	5,200	18,800
特 定 重 度 疾 病 共 済	6,500	101,500	-	99,500
合 計	26,053	352,394	28,451	376,845

注)1 金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

● 年金共済の年金保有高

(単位:千円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年 金 開 始 前	10,259	434,867	6,880	417,216
年 金 開 始 後	-	301,106	-	292,221
合 計	10,259	735,973	6,880	709,437

注)1 金額は、年金年額について記載しています。

● 短期共済新契約高

(単位:千円)

種 類	令和4年度	令和5年度
火 災 共 済	47,675,330	46,387,720
自 動 車 共 済	457,750	463,245
傷 害 共 済	24,033,100	31,462,400
賠 償 責 任 共 済	1,061	1,707
自 賠 責 共 済	83,955	77,096
合 計	72,251,196	78,392,168

注)1 金額は当該共済種類ごとに保障金額を記載しています。  
注)2 自動車共済、農機具損害共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。  
注)3 「農業者賠償責任共済」は「賠償責任共済」に含めて記載しています。

### 3. 販売事業

#### 1) 米麦農産

水稻については、上川作況指数が105と5年連続の豊作となりましたが、8月上旬の集中豪雨による倒伏や登熟期間の高湿障害による品質の低下と収穫期の断続的な降雨により収穫作業に苦労した年となりました。

畑作物では、小麦の収穫量は平年並みとなりましたが、大豆をはじめとした豆類は登熟期間における高温多湿が大きく品質に影響し、てん菜においても8月中旬以降の高温と褐斑病の蔓延により収量糖分ともに平年を大きく下回り、畑作物全般的に平年を下回る年となりました。

販売環境については、コロナ前の需給環境に戻りつつあり、販売強化に向けて価格変動リスクに備えた複数年契約の推進をはじめ、生産者組織と連携した実需先との意見交流をはじめ大消費地の直売所イベントに積極的に参加し産地PR活動に努めてまいりました。

米麦農産の販売金額は72億8千2百万円(前年対比105.3%)の実績となりました。

#### 2) 青果

本年度は、8月上旬の大雨と気温上昇による生理障害・病害等の発生により青果物全般において平年収量を下回る結果となり、玉ねぎ・南瓜・食用馬鈴薯・ブロッコリー等の共同選果場の稼働期間も短縮されました。

販売環境については、新型コロナウイルスが5類感染症となり、通常の生活に戻りつつあるなか各種イベントの開催やインバウンド需要にも支えられ、市況は上半期堅調な相場となり、下半期は高騰した年となりました。全道的には玉ねぎ・南瓜は減収傾向となり出荷後半より市場価格が高騰し、食用馬鈴薯は出荷期間を通して堅調な価格推移となり、南瓜・玉ねぎについては高値を維持し出荷を終えることが出来ました。葉茎菜類(冬キャベツ・ブロッコリー等)・未成熟豆類(さや・スナック・インゲン)・果菜類(とまと・ミニトマト)等についても昨年よりも平均販売単価は高値となりました。

令和3年産よりアスパラの共同選果を隣接農協に委託し3年目となる本年については、低温等の影響から出荷量は減少したものの流通経費や資材代の高騰がある中で前年を上回る手取りとなりました。

販売金額総額は26億3千8百万円(前年対比108.2%)の実績となり、前年産を除く当年産販売額は、24億6千3百万円(前年対比104.9%)となりました。

#### 3) 酪農畜産

本年度は、配合飼料価格の高止まり・諸資材の高騰・個体販売額の下落などにより、経営に大きな影響を与えた1年となりました。

酪農については、生乳生産抑制への協力や異常気象による乳牛へのダメージの影響で生乳生産量は26,226t(前年対比86.6%)で4,039t減産となりました。プール乳価の値上げがあったものの乳代は28億4千9百万円(前年対比96.7%)で9千8百万円減少の実績となりました。

畜産については、大規模農場の導入頭数の減少と相場の下落により飼養頭数・取扱頭数は25,130頭(前年対比98.2%)で465頭減少となりました。販売価格も昨年に続き下落となり48億3千7百万円(前年対比88.0%)で6億6千2百万円減少の実績となりました。

#### ■ 農畜産物品別取扱実績の推移

(単位:千円)

品名	令和4年度	令和5年度
米	3,306,338	3,492,872
小麦	961,405	912,728
大豆	1,339,483	1,342,784
豆	176,138	202,381
てん菜	575,989	644,884
その他農産物	556,717	686,542
米穀農産計	6,916,071	7,282,192
南瓜	1,109,522	1,227,103
玉葱	374,049	523,713
馬鈴薯	343,735	296,505
ブロッコリー	85,930	64,131
キャベツ	232,456	258,455
その他野菜	292,933	268,236
青果計	2,438,624	2,638,144
牛乳	2,946,564	2,848,869
畜肉他	5,498,346	4,836,840
酪農畜産計	8,444,910	7,685,708
合計	17,799,605	17,606,044

#### ■ 販売品区分別取扱実績の推移

(単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度
受託品	8,916,875	8,186,883
買取品	704,292	708,939
共計品	8,178,439	8,710,222
合計	17,799,605	17,606,044

## 4. 保管事業

産地での過剰在庫が続く中、各倉庫を横断的に活用しながら保管スペースの確保と農産物の保全管理に努めました。今後においても品質維持を基本に適正管理に努めてまいります。

### ■保管事業収益の推移 (単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度
保管料	223,558	230,513
保管雑収益	43,640	42,496
合計	267,198	273,009

## 5. 利用事業

各施設の補改修と作柄状況に応じた横断的な施設活用を図り実需のニーズに応える調製を行い信頼と安心、安全の確保に努めました。

今後においても均一で需要に適応した調製に努めてまいります。

### ■利用事業収益の推移 (単位:千円)

区分	令和4年度	令和5年度
ライスセンター事	645,833	648,806
玄バラ施設事業	-	-
青果選果事業	131,805	136,004
農機支援事業	215,378	251,135
その他	5,102	4,112
合計	998,117	1,040,056

## 6. 購買事業

### 1) 生産資材

本年度も不安定な国際情勢や円安、原油価格の値上げなどの影響を受け、農業資材価格が高騰しました。特に飼料価格は長期にわたり高値で推移しており、生産者にとってより一層の負担が増した1年となりました。

また、世界的な需給ひっ迫に伴い農薬価格も上昇しました。肥料価格は令和4年の高騰から値下げとなりましたが、依然として高値での推移となり、購買品供給高は59億7千4百万円(前年対比100.6%)の実績となり、価格上昇が供給高増加の要因となりました。

このような中、予約購買による安定供給と営農コスト低減となる奨励策を実施し、肥料奨励金では7千6百万円(前年対比126.9%)、農薬奨励金では5千9百万円(前年対比123.1%)の実績となりました。

### 2) 農業機械

本年度も営農コスト低減に向けた取り組みの一環として早期予約展示会や各地区で小農具展示会を開催致しました。また部品小農具の予約取りまとめを実施し、コスト低減を図りました。あわせて本年度より農業機械支援事業とJA北ひびきコントラクター協議会との共同連携をおこない、組合員の皆様にご利用いただきました。

中古農機展示場「アルダ士別」については、6月にサマーフェアを開催し多くの皆様にご利用いただきました。農業機械事業全体での実績は、製品供給で12億4千2百万円(前年対比105.6%)、部品供給で6億3千4百万円(前年対比103.9%)となり、前年を上回る実績となりました。

### 3) 燃料

本年度における原油価格は変動の大きい1年でした。産油国の自主減産による価格上昇圧力や、FRB(米連邦準備制度理事会)の利上げによる景気減速の懸念から下押し圧力となり価格が変動した年でありました。このように不透明で不確実な価格推移が続く中、毎週水曜日と週末等において各給油所でのキャンペーン開催やセルフ南において新規顧客獲得キャンペーンを実施しました。

しかし、燃油価格高騰による買い控え、ハイブリッド車の増加、暖冬、少雨による灯油需要の減少等で油量全体の供給量は16,484kl(前年対比97.6%)となりました。給油購買品全体の供給実績額は22億4百万円(前年対比98.5%)となりました。また、LPガスの保安点検、タンク洗浄推進、消火器巡回点検を実施し顧客の皆様へ安全にご利用いただけるよう取り組みをいたしました。

### 4) 自動車

本年度は各メーカーの生産ラインも徐々に再開し一部の車種を除いて供給は大きく好転した年でありました。一方で自動車業界の信頼を揺るがす試験データの改ざん等、多くの利用者の皆様にご心配をかけた年でもありました。そのような中、ホクレン・給油所等とのイベント同時開催も含め9回の展示会開催と恒常推進に取り組んだ結果、3億4千6百万円(前年対比147.8%)の供給実績となりました。

また、整備・部品関係ではお客様に安心してクルマをお使いいただけるように努めた結果、供給実績2億1千9百万円(前年対比107.9%)となり多くの組合員や顧客の皆様にご利用いただきました。

### ■購買品供給実績の推移 (単位:千円)

品名	令和4年度	令和5年度
生産資材	5,939,528	5,974,085
肥料	1,972,910	2,028,819
農薬	851,803	930,867
温床資材	137,311	117,597
包装資材	233,792	215,029
種苗	621,605	603,191
飼料	1,861,550	1,790,233
建築資材	28,182	43,891
その他	232,375	244,459
農業機械	1,785,927	1,875,945
燃料	2,238,496	2,204,178
油類	2,050,478	2,023,443
プロパン	84,560	84,929
その他	103,457	95,806
自動車	437,140	565,019
合計	10,401,092	10,619,227

## V. 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位: 百万円、%)

項目	令和4年度	令和5年度
<b>コア資本に係る基礎項目</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	7,042	7,192
うち、出資金及び資本準備金の額	3,648	3,733
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,594	3,718
うち、外部流出予定額(△)	135	165
うち、上記以外に該当するものの額	△ 66	△ 102
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	40	37
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	40	37
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	7,082	7,228
<b>コア資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く)の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	—	—
<b>自己資本</b>		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	7,082	7,228
<b>リスク・アセット 等</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	31,788	31,453
資産(オン・バランス)項目	31,594	31,276
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス項目	194	177
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,936	4,059
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	35,724	35,512
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	19.82%	20.35%

注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。



## 2. 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	328	-	-	343	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	51,238	10,248	410	54,920	10,984	439
法人等向け	836	806	32	712	682	27
中小企業等向け及び個人向け	833	586	23	746	531	21
抵当権付住宅ローン	31	9	0	23	7	0
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	28	19	1	19	14	1
取立未済手形	4	1	0	2	0	0
信用保証協会等保証付	6,755	663	27	6,830	673	27
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	922	906	36	926	909	36
(うち出資等のエクスポージャー)	922	906	36	926	909	36
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	13,906	18,550	742	12,998	17,653	706
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	3,044	7,610	304	3,044	7,610	304
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	60	151	6	65	164	7
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	10,802	10,790	432	9,888	9,880	395

証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	74,880	31,788	1,272	77,518	31,453	1,258
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	74,880	31,788	1,272	77,518	31,453	1,258
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	4,223	169	4,059	162		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	36,011	1,440	35,512	1,420		

- 注1)「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2)「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3)「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 注4)「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5)「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注6)「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7)「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。  
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R& I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		令和4年度				令和5年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券	うち貸出金等		うち債券			
法人	農業	1,249	1,249	-	12	1,221	1,221	-	11
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	51,044	-	-	-	54,735	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	4	4	-	-	4	4	-	-
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	4,656	690	-	-	4,592	622	-	-
	個人	7,566	7,566	-	16	7,338	7,338	-	9
その他	10,361	196	-	-	9,629	177	-	-	
業種別残高計	74,880	9,706	-	28	77,518	9,361	-	19	
1年以下	50,202	664	-	-	50,855	623	-	-	
1年超3年以下	830	830	-	-	3,839	839	-	-	
3年超5年以下	1,288	1,288	-	-	1,179	1,179	-	-	
5年超7年以下	1,099	1,099	-	-	1,070	1,070	-	-	
7年超10年以下	1,147	1,147	-	-	1,201	1,201	-	-	
10年超	5,042	3,540	-	-	5,018	3,516	-	-	
期限の定めのないもの	15,272	1,138	-	-	14,356	933	-	-	
残存期間別残高計	74,880	9,706	-	-	77,518	9,361	-	-	
信用リスク期末残高	74,880	9,706	-	28	77,518	9,361	-	19	
信用リスク平均残高	59,601	11,114	-	-	58,483	10,875	-	-	

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	令和4年度					令和5年度						
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		増減額	期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		増減額	期末 残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	40	40	0	40	0	40	40	37	0	40	△ 3	37
個別貸倒引当金	66	35	3	63	△ 28	35	35	23	5	30	△ 7	23

④ 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

		令和4年度					令和5年度						
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	26	5	-	26	5	-	5	7	-	5	7	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲 食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	40	30	3	37	30	-	30	15	-	30	15	-	
業種別計	66	35	3	63	35	-	35	23	3	35	23	-	

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和4年度	令和5年度
信用 リス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%		516
	リスク・ウェイト2%		-
	リスク・ウェイト4%		-
	リスク・ウェイト10%		6,629
	リスク・ウェイト20%		51,249
	リスク・ウェイト35%		27
	リスク・ウェイト50%		38
	リスク・ウェイト75%		775
	リスク・ウェイト100%		12,526
	リスク・ウェイト150%		17
	リスク・ウェイト250%		3,104
その他		-	
リスク・ウェイト 1250%		-	
合計		74,880	77,518

注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 4. 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。

なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者 法人等向け	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	30	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	4	31	4	31
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央精算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	3	-	1
合計	42	39	4	32

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

## 5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

## 6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的な運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

### ② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	3,966	3,966	3,970	3,970
合計	3,966	3,966	3,970	3,970

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

### ③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	令和4年度			令和5年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
	-	-	-	-	-	-

### ④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
	-	-	-	-

### ⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
	-	-	-	-

## 8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## 9. 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法に関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。

金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当JAは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点

特段ありません。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\text{金利リスク} = \text{運用勘定の金利リスク量} + \text{調達勘定の金利リスク量} (\Delta)$$



② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項 番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	52	92	128	154
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	104	114		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	7	29		
6	短期金利低下	111	95		
7	最大値	104	114		
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	7,228		7,082	

## VI. 連結情報

### 1. 組合およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成

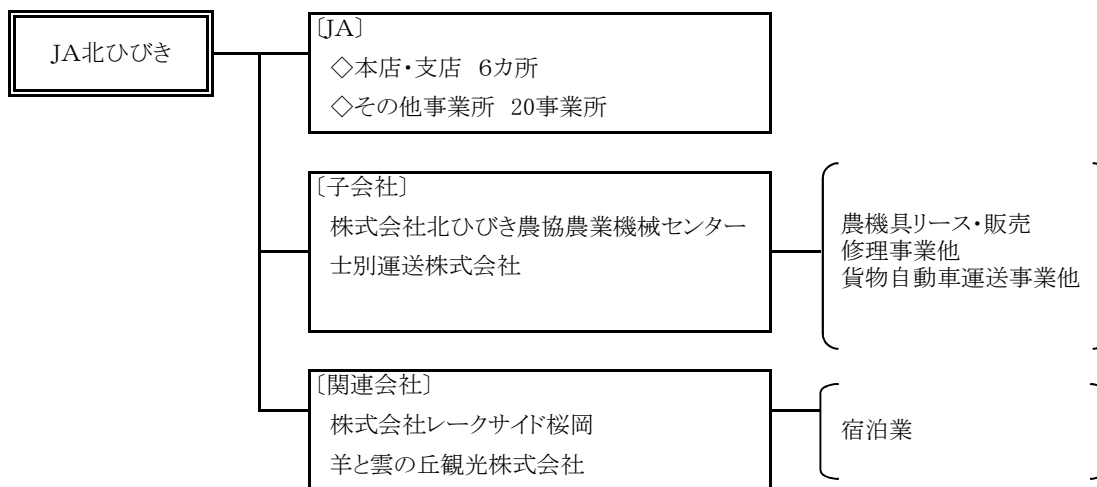
#### (1) 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成

##### ■ グループの概況

JA北ひびきのグループは、当JA、子会社2社(子法人等を除く)、関連法人等2社で構成されています。

このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は2社です。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



#### (2) 組合の子会社等に関する事項

##### ■ 子会社等について

会社名	業務内容	所在地	設立年月日	資本金 (百万円)	組合出資比率 (組合グループ出資比率)	他の子会社の 議決権比率
株式会社北ひびき農協農業機械センター	農機具リース他	士別市大通東20丁目472番地25	平成2年10月1日	10	100.0%	100.0%
士別運送(株)	運送事業他	士別市南町東3区472番地3	昭和25年12月15日	80	99.4%	99.4%
株式会社レークサイド桜岡	宿泊施設等	上川郡剣淵町東町5141番地	平成5年10月1日	100	20.0%	20.0%
羊と雲の丘観光(株)	宿泊施設等	士別市西士別町5351番地	平成4年1月10日	50	16.0%	16.0%

## 2. 連結事業概況(令和5年度)

### ■ 直近の事業年度における事業の概況

政府は我が国経済について、コロナ禍の3年間を乗り越え、改善しつつあり、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、経済には前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージに移行する千載一遇のチャンスを迎えているとしております。

北海道においては、観光や個人消費は着実に改善を続けており、公共工事も持ち直しつつありますが、住宅建設には減速感が強まり、求人・求職は持ち直しの動きにやや弱さが見られるものの、全体として持ち直しの動きが続いている状況となっております。

農業を取り巻く情勢については、新型コロナウイルスが5類感染症となり、日常生活や外食・観光もコロナ禍前に戻りつつあり、農畜産物需要も一定程度回復してきましたが、生乳やてん菜の生産抑制は継続され、燃油・肥料・飼料価格等生産費は高止まり、厳しい状況が継続しております。

また、政府は水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う畑地化促進事業の補正予算措置を講じ、申請額全額が交付されました。

気象経過については、融雪期は平年より早く春作業は比較的順調に進み、7月末までは天候にも恵まれ豊穡の秋を期待しておりましたが、8月上旬の大雨やその後の異常高温で各作物の品質や収量に大きな影響を及ぼしました。

このような状況下で、水稻については、作況指数が105のやや良で豊作年となりました。畑作については、小麦は平年作でしたが大豆等豆類・てん菜・そばなど、総じて品質や収量が低下しました。青果についても、南瓜・玉葱・馬鈴薯・ブロッコリーなど全般的に平年収量を下回りましたが、価格は高値となりました。酪農・畜産については、プール乳価は上昇したものの、配合飼料価格の高止まりや個体販売価格の下落で、引き続き厳しい年となりました。

本年も立替払いと概算金総額47億5千2百万円、各種助成金4千万円、各種奨励金1億7千9百万円の支払いを行い、組合員の負担軽減に努めてまいりました。

総販売取扱高(過年度分含む)は176億6百万円となり、前年度より1億9千4百万円の減少となりました。さらに交付金、対策費、奨励金、補給金を含めた総額は182億7千1百万円となり、経営所得安定対策交付金の関連対策総額119億9百万円、農業共済金2億1千1百万円、収入保険9千2百万円を合わせた収入総額304億8千3百万円で、前年度より、25億2千5百万円の増加となりました。

信用事業については、貯金残高657億6千5百万円で、前年度より27億2千2百万円の増加となりました。

貸付金は受託資金を含めて149億8千8百万円となり、前年度より3千3百万円の増加となりました。

共済事業については、長期共済新規契約30億円の目標に対して実績51億1千4百万円となり目標を上回る結果となりました。

経済事業については、総取扱高106億1千9百万円で前年度より2億1千8百万円の増加となり、内訳は生産資材が59億7千4百万円で前年度より3千5百万円の増加、農業機械が18億7千6百万円で前年度より9千万円の増加、燃料が22億4百万円で前年度より3千4百万円の減少、自動車が5億6千5百万円で前年度より1億2千8百万円の増加となりました。

生産施設事業については、ライスセンターで米60,246俵、小麦189,563俵、大豆165,815俵、そば9,346俵、玄米バラ施設38,051俵、カントリーエレベーターで米86,600俵、小麦55,560俵、豆バラ施設14,214俵をそれぞれ取り扱いました。

堆肥造成事業では、14,702トンの堆肥供給をいたしました。

以上の結果、当期剰余金258,850千円となり当期首繰越剰余金94,563千円を含めた当期末処分剰余金は353,413千円となりました。

組合員の皆様には、事業全般にわたって特段のご利用とご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

また、各関係機関にご指導とご支援を賜ったことに対して感謝とお礼を申し上げ、本年度の事業概況の報告といたします。

士別運送株式会社については、物流業界を取り巻く人手不足、物価高騰による消費や投資の減退に伴う荷動きの減少等、厳しい事業環境が続いています。特に少子高齢化による労働人口の減少の影響で、更なるドライバー不足や高齢化等、労働力不足による物流の影響が懸念されています。そんな中で、働き方改革関連法の適用による規制が2024年4月から始まりますが、それに対応すべくトラックドライバーの長時間労働の解消や労働環境の改善・整備、物流の業務改善・効率化に向けて、国民や他業種業界を巻き込んで取組んで参りました。

本年度当社の主な輸送量は、J Rコンテナの発着数量は、2,921本(前年比96.7%)、生乳庭先集荷数量4,270万t(前年比98.4%)、石油配送数量17,705kl(前年比96.9%)等、8月以降の高温障害等により玉葱・南瓜等の野菜の品質低下と減収により輸送量が減少しました。

営業収入は、集荷・配送運賃について7%の値上げを当年度に実施しましたが、営業収益で貨物運送(鉄道関連)が2億6千9百万円(前年比96.2%)、貨物自動車運送9億9千2百万円(前年比101.3%)、労働者派遣1千4百万円(前年比81.7%)、旅行業1千6百万円(前年比268.1%)と合計で12億9千2百万円(前年比100.7%)となり、輸送量の減少等により値上げの効果を出すことが出来ませんでした。

営業費用については、燃料・油脂や車検修理費、タイヤ等の値上げで増加はしていますが、労務費の減少や経費節減を行い合計で11億4千百万円(前年比99.9%)となり、結果として本年度、当期純利益金8,380千円を計上することができました。

3. 連結貸借対照表・連結損益計算書・連結キャッシュ・フロー計算書・連結注記表  
及び連結剰余金計算書

■ 連結貸借対照表

(単位:千円)

資産の部			負債・純資産の部		
科 目	令和4年度	令和5年度	科 目	令和4年度	令和5年度
(資産の部)			(負債の部)		
<b>1.信用事業資産</b>	<b>60,614,218</b>	<b>64,054,759</b>	<b>1.信用事業負債</b>	<b>63,609,150</b>	<b>66,207,814</b>
(1)現金及び預金	51,372,861	55,081,720	(1)貯 金	62,776,745	65,503,824
(2)貸出金	8,858,176	8,606,902	(2)借 入金	500,072	360,684
(3)その他信用事業資産	247,103	233,349	(3)その他信用事業負債	136,323	166,637
(4)債務保証見返	196,010	176,669	(4)債務保証	196,010	176,669
(5)貸倒引当金(控除)	△ 59,932	△ 43,880	<b>2.共済事業負債</b>	<b>154,339</b>	<b>162,918</b>
<b>2.共済事業資産</b>	<b>224</b>	<b>153</b>	(1)共済資金	48,404	59,709
(1)その他共済事業資産	224	153	(2)その他共済事業負債	105,934	103,209
(2)貸倒引当金(控除)	△ 1	0	<b>3.経済事業負債</b>	<b>2,760,167</b>	<b>2,525,810</b>
<b>3.経済事業資産</b>	<b>3,873,870</b>	<b>3,679,329</b>	(1)支払手形及び経済事業未払金	2,352,326	2,132,519
(1)受取手形及び経済事業未収金	2,206,663	2,092,221	(2)その他経済事業負債	407,841	393,291
(2)棚卸資産	1,350,627	1,278,092	<b>4.設備借入金</b>	<b>145,200</b>	<b>108,900</b>
(3)その他経済事業資産	326,134	318,229	<b>5.その他負債</b>	<b>835,825</b>	<b>966,098</b>
(4)貸倒引当金(控除)	△ 9,553	△ 9,213	<b>6.諸引当金</b>	<b>341,212</b>	<b>334,336</b>
<b>4.その他資産</b>	<b>1,998,501</b>	<b>1,714,535</b>	(1)賞与引当金	27,433	27,380
<b>5.固定資産</b>	<b>4,868,420</b>	<b>4,551,271</b>	(2)退職給付に係る負債	223,735	235,248
(1)有形固定資産	4,863,814	4,542,851	(3)役員退職慰労引当金	90,044	71,708
建物	8,572,016	8,595,620	<b>負債の部合計</b>	<b>67,845,893</b>	<b>70,305,876</b>
機械装置	3,965,368	4,006,600	(純 資 産 の 部)		
リース資産	1,849,421	1,561,474	<b>1.組員資本</b>	<b>7,407,197</b>	<b>7,610,227</b>
その他の有形固定資産	2,698,542	2,556,551	(1)出資金	3,632,085	3,732,867
土地	981,637	981,637	(2)資本準備金	7,000	7,000
減価償却累計額(控除)	△ 13,203,169	△ 13,159,031	(3)利益剰余金	3,836,921	3,975,482
(2)無形固定資産	4,606	8,421	(4)処分未済持分(控除)	△ 65,523	△ 101,836
その他の無形固定資産	4,606	8,421	(5)子会社の有する親組出資金(出資金)	△ 3,286	△ 3,286
<b>6.外部出資</b>	<b>3,853,487</b>	<b>3,865,501</b>	<b>2.評価・換算差額等</b>	<b>6,929</b>	<b>9,471</b>
(1)外部出資	3,870,075	3,882,089	(1)その他有価証券評価差額金	6,929	9,471
(2)外部出資等損失引当金	△ 16,588	△ 16,588	<b>3.非支配株主持分</b>	<b>2,474</b>	<b>1,789</b>
<b>7.繰延税金資産</b>	<b>57,611</b>	<b>61,815</b>	<b>純資産の部合計</b>	<b>7,416,600</b>	<b>7,621,487</b>
<b>8.繰延資産</b>	<b>△ 3,838</b>	<b>0</b>	<b>負債・純資産の部合計</b>	<b>75,262,493</b>	<b>77,927,363</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>74,818,655</b>	<b>77,927,363</b>			

■ 連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度		令和5年度	
<b>1. 事業総利益</b>		<b>2,852,511</b>		<b>2,779,868</b>
(1)信用事業収益		497,712		514,418
資金運用収益	418,062		431,662	
(うち預金利息)	(3,212)		(19,193)	
(うち受取奨励金)	(204,591)		(206,415)	
(うち貸出金利息)	(210,259)		(206,054)	
役務取引等収益	17,890		18,517	
その他事業直接収益	-		-	
その他経常収益	61,760		64,239	
(2)信用事業費用		54,256		64,784
資金調達費用	13,199		9,901	
(うち貯金利息)	(3,350)		(904)	
(うち給付補填備金繰入)	(3)		(2)	
(うち借入金利息)	(9,211)		(8,642)	
(うちその他支払利息)	(635)		(353)	
役務取引等費用	6,313		5,794	
その他事業直接費用	△ 1,701		△ 3,530	
その他経常費用	36,445		52,619	
(うち信用雑費)	(63,486)		(63,885)	
(うち貸倒引当金繰入額)	(△ 27,042)		(△ 11,267)	
<b>信用事業総利益</b>		<b>443,456</b>		<b>449,634</b>
(3)共済事業収益		282,783		277,078
共済付加入収入	264,427		262,913	
その他の収益	18,356		14,165	
(4)共済事業費用		10,800		11,510
共済推進費及び共済保全費	7,792		7,858	
その他の費用	3,008		3,652	
<b>共済事業総利益</b>		<b>271,983</b>		<b>265,568</b>
(5)購買事業(農業関連)収益		5,140,419		5,303,820
購買品供給高	4,222,940		4,303,172	
購買手数料	135,573		123,659	
その他の収益	781,906		876,989	
(6)購買事業(農業関連)費用		4,411,981		4,583,843
購買品供給原価	3,143,257		3,369,064	
その他の費用	1,268,724		1,214,779	
<b>購買事業(農業関連)総利益</b>		<b>728,438</b>		<b>719,977</b>
(7)購買事業(生活その他)収益		2,605,917		2,606,823
購買品供給高	2,525,848		2,509,257	
購買手数料	5,285		8,797	
その他の収益	74,784		88,769	
(8)購買事業(生活その他)費用		2,286,567		2,285,192
購買品供給原価	2,141,014		2,143,102	
購買品供給費	-		-	
その他の費用	145,553		142,090	
<b>購買事業(生活その他)総利益</b>		<b>319,350</b>		<b>321,631</b>
(9)販売事業収益		1,225,494		1,266,613
販売品販売高	704,292		708,939	
販売手数料	345,419		368,052	
その他の収益	175,783		189,622	
(10)販売事業費用		632,993		779,396
販売品販売原価	588,754		605,267	
その他の費用	44,239		174,129	
<b>販売事業総利益</b>		<b>592,501</b>		<b>487,217</b>
(11)その他事業収益		1,362,233		1,408,080
(12)その他事業費用		865,449		872,239
<b>その他事業総利益</b>		<b>496,784</b>		<b>535,841</b>

科 目	令和4年度		令和5年度	
<b>2. 事業管理費</b>		2,740,599		2,690,570
(1)人件費	1,968,011		1,968,211	
(2)その他事業管理費	772,588		722,359	
<b>事業利益</b>		111,913		89,298
<b>3. 事業外収益</b>		72,178		70,199
(1)受取雑利息	400		305	
(2)受取出資配当金	35,830		37,207	
(3)その他の事業外収益	35,948		32,687	
<b>4. 事業外費用</b>		△ 110,445		△ 129,644
(1)支払雑利息	1,340		972	
(2)その他の事業外費用	△ 111,785		△ 130,616	
<b>経常利益</b>		294,536		289,141
<b>5. 特別利益</b>		82,026		113,304
(1)固定資産処分益	3,565		6,335	
(2)その他の特別利益	78,461		106,969	
<b>6. 特別損失</b>		127,689		104,155
(1)固定資産処分損	111,114		24,995	
(2)減損損失	6,715		10,397	
(3)その他の特別損失	9,860		68,763	
<b>税金等調整前当期利益</b>		248,873		298,290
法人税・住民税及び事業税	6,103		34,817	
法人税等調整額	30,852		△ 5,176	
<b>法人税等合計</b>		36,955		29,641
<b>当期利益</b>		211,918		268,649
<b>非支配株主に帰属する当期利益</b>		△ 54		52
<b>当期剰余金</b>		211,972		268,597

■ 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
<b>1 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期利益	248,874	298,290
減価償却費	825,707	696,978
減損損失	6,715	10,397
役員退職慰労引当金の増減額	11,059	△ 18,336
貸倒引当金の増減額	△ 26,000	△ 16,393
賞与引当金の増減額	△ 1,473	△ 53
退職給付に関する負債の増減額	△ 5,435	11,513
その他引当金等の増減額	-	-
信用事業資金運用収益	△ 418,062	△ 431,662
信用事業資金調達費用	13,199	9,901
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 36,230	△ 37,512
支払雑利息	1,340	972
固定資産売却損益	285,489	151,667
固定資産除却損	△ 177,940	△ 133,007
<b>(信用事業活動による資産及び負債の増減)</b>		
貸出金の純増減	165,366	251,274
預金の純増減	2,173,000	△ 500,000
貯金の純増減	△ 101,777	2,727,079
信用事業借入金の純増減	△ 175,683	△ 139,388
その他の信用事業資産の純増減	24,416	13,754
その他の信用事業負債の純増減	△ 64,902	30,314
<b>(共済事業活動による資産及び負債の増減)</b>		
共済資金の純増減	4,731	11,305
その他の共済事業資産の純増減	△ 35	71
その他の共済事業負債の純増減	△ 1,806	△ 2,725
<b>(経済事業活動による資産及び負債の増減)</b>		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	△ 681,082	114,442
棚卸資産の純増減	△ 326,569	72,535
支払手形及び経済事業未払金の純増減	705,247	△ 219,807
その他の経済事業資産の純増減	△ 34,247	7,901
その他の経済事業負債の純増減	224,056	△ 14,550
<b>(その他の資産及び負債の増減)</b>		
未払消費税等の増減額	△ 50,011	29,914
その他の資産の純増減	△ 34,395	283,966
その他の負債の純増減	△ 98,742	93,715
信用事業資金運用による収入	418,062	431,662
信用事業資金調達による支出	△ 13,199	△ 9,901
事業の利用分量に対する配当金の支払額	-	△ 100,000
<b>小 計</b>	<b>2,859,673</b>	<b>3,624,316</b>
雑利息及び出資配当金の受取額	36,230	37,512
雑利息の支払額	△ 1,340	△ 972
法人税等の支払額	△ 48,377	△ 28,173
過年度遡及会計適用による影響額	△ 101,271	-
<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,744,915</b>	<b>3,632,683</b>
<b>2 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
補助金の受入れによる収入	950	68,763
固定資産の取得による支出	△ 375,375	△ 359,524
固定資産の売却による収入	△ 233,329	△ 109,498
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 607,754</b>	<b>△ 400,259</b>
<b>3 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
設備借入金の返済による支出	36,300	36,300
出資の増額による収入	148,812	440,140
出資の払戻しによる支出	△ 107,070	△ 347,858
持分の譲渡による収入	66,205	65,523
持分の取得による支出	△ 44,720	△ 101,836
出資配当金の支払額	△ 37,186	△ 34,608
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>62,341</b>	<b>57,661</b>
<b>4 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)</b>	<b>2,199,502</b>	<b>3,290,085</b>
<b>6 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>3,403,294</b>	<b>4,733,861</b>
<b>7 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>5,602,796</b>	<b>8,023,946</b>

## ■連結注記表（令和4年度）

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### （1）連結の範囲に関する事項

①連結される子会社・子法人等 2社  
北ひびき農協農業機械センター株式会社  
土別運送株式会社

②非連結子会社・子法人等 0社

非連結子会社はいずれも小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いております。

#### （2）持分法の適用に関する事項

①持分法適用の関連法人等 0社  
②持分法非適用の関連法人等 2社  
株式会社レークサイド桜岡  
羊と雲の丘観光株式会社

持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）から見て持分法の適用から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

#### （3）連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

①連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。  
1月末日 2社

②連結される子会社・子法人等は、それぞれの決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えないため、それぞれの当該決算日の財務により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

#### （4）連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

当JAの出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

#### （5）のれんの償却方法及び償却期間

連結子会社等の設立時に100%取得しているため、のれんは発生しておりません。

#### （6）剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

#### （7）連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。



## 2. 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
  - ① 市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ② 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② 販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ③ その他の棚卸資産（貯蔵品） 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。

#### (2) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

#### (2) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

#### (3) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担分を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### (5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

### 5. 収益及び費用の計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日改正)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)(以下、収益認識に関する会計基準等)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

#### ① 購買事業(農業関連・生活その他)

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ③ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

出入庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

#### ④ 利用事業

乾燥調製施設・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

### 6. 消費税等及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### 7. 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しております。

### 8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料、店舗購買手数料として表示しております。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

(3) 共同計算について

共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定等の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定等の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定等の残高は、貸借対照表の経済受託債権または、経済受託債務に計上しております。

### 3. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、収益認識に関する会計基準等を当事業年度の期首から適用しており、以下の通り会計処理方法の一部を見直しています。なお、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

(収益の計上時期の変更)

約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、当組合は、従来一時点で収益を計上していた取引の一部について、履行義務の充足をもって収益を計上するように変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が151,153千円、購買事業費用が147,911千円減少し、購買事業総利益が3,242千円減少しております。これにより、事業収益が151,153千円、事業費用が147,911千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ3,242千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が4,182千円増加しております。

(全道共計等に委託した販売事業の収益を共計全体の進捗率を用いて認識)

販売事業のうち全道共計等へ委託して販売する米、小麦及び大豆について、従来は集荷した時点で収益を認識しておりましたが、全道共計等の販売実績進捗率に基づき収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の販売事業収益が8,617千円増加し、販売事業費用が17,457千円増加し、販売事業総利益が8,839千円減少しております。これにより、事業収益が8,617千円、事業費用が17,457千円増加し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益がそれぞれ8,839千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高が105,253千円減少しております。

(代理人取引について、収益の計上を総額から純額に変更)

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益が3,640,580千円、購買事業費用が3,640,580千円減少しております。これにより、事業収益が3,640,580千円、事業費用が3,640,580千円減少しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「当組合は時価の算定に関する会計基準（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。こ

れによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

#### 4. 表示方法の変更

##### (1) 経済事業未収収益及び前受収益・未払費用の表示区分の変更

収益認識会計基準等の適用により、当年度より従来雑資産に計上していた経済事業未収収益を経済事業資産のその他の経済事業資産に計上しております。同様に、従来雑負債に計上していた経済事業前受収益・未払費用を経済事業負債のその他の経済事業負債として計上しております。

#### 5. 会計上の見積りに関する注記

##### 1. 貸倒引当金

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 75,478千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。

事業別の内訳は、「第7. 計算書類の附属明細書」の「(4) 引当金」に記載しています。

##### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

###### イ 算定方法

「I. 重要な会計方針」のうち「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

###### ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

###### ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

##### 2. 繰延税金資産の回収可能性

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 60,261千円

##### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、第7次中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (3) 固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額 6,715千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、第7次中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 6. 貸借対照表関係

### 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は5,751,537千円であり、その内訳はつぎのとおりです。建物3,155,393千円、構築物147,811千円、機械装置2,350,406千円、車輛運搬具54,322千円、工具器具備品43,605千円。

うち、本年分は、機械装置950千円です。

### 2. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額 689,737千円

子会社等に対する金銭債務の総額 346,455千円

### 3. 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額 5,908千円

理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により、理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸出金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の組合の事業に係る多人数を相手方とする定型的取引によって生じたもの。

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の組合の事業に係る多人数を相手方とする定型的取引によって生じたもの。

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として組合から受ける財産上の利益をいう。）の給付。

### 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は76,055千円、危険債権額は245,437千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ ①及び②の合計額は321,492千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## 7. 損益計算書関係

### 1. 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	122,794千円
うち事業取引高	122,794千円
うち事業取引以外の取引高	-千円
子会社等との取引による費用総額	666,851千円
うち事業取引高	666,851千円
うち事業取引以外の取引高	-千円

### 2. 減損損失の状況

#### (1) グルーピングの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングをした結果、信用共済事業については、支所ごとに、農業関連（販売関係）、農業関連（生産資材・農業機械・農業支援）、生活その他事業（燃料・自動車）については事業別に、貸貸資産および遊休資産は物件ごとにグルーピングしています。

本所及び農業関連施設（青果事業、利用事業、保管事業）については、組合員の営農に必要な共同利用施設として設定するものであり、必ずしも施設利用料で投下額を回収するのではなく、農業関連またはJA全体の利益で負担することとしています。また、他の一般企業等が代替設備を用意することは困難であるため、共用資産と認識しています。

#### (2) 当期において減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

場所	用途	種類	備考
士別市温根別町	遊休	建物・構築物・土地	旧温根別支所
上川郡剣淵町	遊休	建物	剣淵Aコープ

#### (3) 減損損失の認識に至った経緯

令和4年4月の組織機構再編による温根別支所の統廃合、令和4年10月の（有）ウシロ・サービス閉店に伴い、今後使用の見込みがないことから、遊休不稼働資産として帳簿価額を減額し当該減少額を減損損失6,715千円として特別損失に計上しました。

なお、減損損失計上額については、土地以外は帳簿価額1円まで、土地については市町村における固定資産税評価額に基づき帳簿価額を回収可能価額まで減額し計上しています。

#### (4) 減損損失の金額及び主な固定資産の種類毎の当該金額の内訳

場所	建物	構築物	土地	合計
士別市温根別町	4,638千円	17千円	112千円	4,767千円
上川郡剣淵町	1,947千円			1,947千円

## 8. 金融商品関係

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を主に北海道信用農業協同組合連合会へ預け入れを行っています。

また、組合員の共同利用施設である経済センター等の取得、設備投資のために借入れを行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、設備借入金は北海道信用農業協同組合連合会等からの借入金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、総務部審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

市場リスクに係る定量的情報

(トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.5%下落したものと想定した場合には、経済価値が46,340千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価に関する事項

### (1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。  
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	51,037,785	50,954,083	△ 83,702
貸出金	9,485,089	-	-
貸倒引当金(*1)	△ 61,873	-	-
貸倒引当金控除後	9,423,216	9,810,275	387,059
経済事業未収金	846,577	-	-
貸倒引当金(*2)	△ 2,680	-	-
貸倒引当金控除後	843,897	843,897	-
経済受託債権	1,276,320	-	-
貸倒引当金(*3)	△ 5,367	-	-
貸倒引当金控除後	1,270,953	1,270,953	-
外部出資	12,705	12,705	-
資 産 計	62,588,556	62,891,913	303,357
貯金	63,043,070	62,990,117	△ 52,954
借入金(*4)	645,272	650,271	4,999
経済事業未払金	2,033,962	2,033,962	-
負 債 計	65,722,305	65,674,350	△ 47,955

(\*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*3) 経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(\*4) 借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金145,200千円を含めております。

### (2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

#### 【資 産】

#### ① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

また、利払いごとに預入先の金融機関が満期を繰り上げることのできる預け金（いわゆるコーラブル預金）については、合理的に算定された価額を時価としております。

#### ② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

#### ③ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。



④ 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

⑤ 外部出資

上場株式については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

② 借入金及び設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

③ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額
外部出資	3,953,485
外部出資等損失引当金	△ 16,588
引当金控除後	3,936,897

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年 以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	49,537,785	-	-	-	-	1,500,000
貸出金(*1、2)	2,664,390	1,086,614	903,412	749,573	580,236	3,490,304
経済事業未収金	846,577	-	-	-	-	-
経済受託債権	1,276,320	-	-	-	-	-
合計	54,325,072	1,086,614	903,412	749,573	580,236	4,990,304

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越766,357千円については「1年以内」に含めております。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等8,474千円は償還の予定が見込まれないため、含まれておりません。

## (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	55,150,259	3,026,709	2,970,054	1,145,660	750,388	-
借入金(*2)	137,344	112,723	85,548	63,718	40,894	59,845
設備借入金	36,300	36,300	36,300	36,300	-	-
合計	55,323,903	3,175,732	3,091,902	1,245,678	791,282	59,845

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

(\*2) 借入金のうち、当座借越はありません。

## 9. 有価証券関係

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。有価証券には、「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

## 1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

## ① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	銘柄	取得原価	貸借対照表 計上額 (時価)	評価 差額	うち益	うち損
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式 雪印メグ ミルク (株)	3,126	12,705	9,579	9,579	-

なお、上記貸借対照表計上額(時価)は、東京証券取引所の最終価格より計上し、評価差額金から繰延税金負債2,650千円を差し引いた額6,929千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

## 10. 退職給付関係

## (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、JA全国共済会との契約によるJA退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 229,169千円	
① 退職給付費用	△ 99,781千円	
② 退職給付の支払額	34,761千円	
③ 特定退職金共済制度への拠出金	70,455千円	
調整額合計	5,435千円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 223,734千円	期首+調整額

## (3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 1,549,351千円	
② 特定退職金共済制度(JA全国共済会)	1,325,616千円	
③ 未積立退職給付債務	△ 121,226千円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 223,735千円	
⑤ 退職給付引当金	△ 223,735千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	99,781千円	
② 臨時に支払った割増退職金	<u>4,325千円</u>	
③ 合計	104,106千円	①+②

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,758千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、231,565千円となっています。

1.1. 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	9,744千円
減価償却超過額	3,988千円
役員退職慰労引当金	22,446千円
退職給付引当金	28,354千円
減損損失否認額	40,081千円
賞与引当金	6,588千円
その他	<u>20,814千円</u>
繰延税金資産小計	132,016千円
評価性引当額	<u>△ 71,755千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	60,261千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△ 2,650千円</u>
繰延税金負債合計 (B)	<u>△ 2,650千円</u>
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	<u>57,611千円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.26%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.71%
事業分量配当金	△ 10.87%
住民税均等割・事業税率差異等	1.89%
各種税額控除等	△ 4.16%
評価性引当額の増減	1.14%
その他	<u>△ 0.80%</u>
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	14.01%

1.2. 収益認識に関する注記

1. 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

その他の経済事業資産の未収収益には、販売委託先から提示された販売進捗率に応じて、販売手数料として認識した契約資産1,972千円が含まれております。

その他の経済事業負債の前受収益には、販売委託先から提示された販売進捗率に応じて、販売手数料から控除した契約負債158,754千円が含まれております。

13. その他の注記

1. リース取引に関する会計基準に基づく事項

リース債権並びにリース債務の残高のうち、転貸リース取引については、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上しており、その内訳は次のとおりです。

リース債権	210,031千円
リース債務	210,031千円

## ■連結注記表（令和5年度）

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社・子法人等 2社  
北ひびき農協農業機械センター株式会社  
土別運送株式会社

②非連結子会社・子法人等 0社

非連結子会社はいずれも小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の関連法人等 0社  
②持分法非適用の関連法人等 2社  
株式会社レークサイド桜岡  
羊と雲の丘観光株式会社

持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）および剰余金（持分に見合う額）から見て持分法の適用から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

#### (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

①連結される子会社・子法人等の決算日は次のとおりです。  
1月末日 2社

②連結される子会社・子法人等は、それぞれの決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えないため、それぞれの当該決算日の財務により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

#### (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

当JAの出資と子会社の資本との連結に伴う子会社の資産と負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

#### (5) のれんの償却方法及び償却期間

連結子会社等の設立時に100%取得しているため、のれんは発生しておりません。

#### (6) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

#### (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

## 2. 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
  - ① 市場価格のない株式等以外のもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ② 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品 売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② 販売品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ③ その他の棚卸資産（貯蔵品） 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

### 3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物は定額法）を採用しています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法。  
なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しています。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている経理規程、償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額等を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来損失発生に係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領及び自己査定マニュアルに基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

#### (2) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

(3) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 収益認識関連

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業（農業関連・生活その他）

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。保管料についてはこの利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

入出庫料については、この利用者等に対する履行義務は、農産物の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

④ 利用事業

乾燥調製施設・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

6. 消費税等及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

7. 記載金額の端数処理

記載金額は、千円未満を四捨五入しており、金額千円未満の科目については、「0」で表示しております。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

- (2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について  
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料、店舗購買手数料として表示しております。  
また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。
- (3) 共同計算について  
共同計算の会計処理については、共同計算販売勘定等の借方に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上し、共同計算販売勘定等の貸方に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しており、年度末の共同計算販売勘定等の残高は、貸借対照表の経済受託債権または、経済受託債務に計上しております。

## II. 会計方針の変更

### 1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

## III. 会計上の見積りに関する注記

### 1. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 59,484千円※

※貸倒引当金の総額を記載しています。

事業別の内訳は、「第7. 計算書類の附属明細書」の「(4) 引当金」に記載しています。

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

#### イ 算定方法

「I. 重要な会計方針」のうち「4. 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

#### ロ 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

#### ハ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産（繰延税金負債との相殺前） 65,437千円

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、第7次中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。

よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。



#### IV. 貸借対照表関係

##### 1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は5,742,584千円であり、その内訳はつぎのとおりです。建物3,191,543千円、構築物147,811千円、機械装置2,311,748千円、車輛運搬具54,322千円、工具器具備品37,160千円。

うち、本年分は、建物36,150千円、機械装置900千円です。

##### 2. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	617,082千円
子会社等に対する金銭債務の総額	353,387千円

##### 3. 役員に対する金銭債権・債務の総額

理事及び監事に対する金銭債権の総額	5,658千円
理事及び監事に対する金銭債務の総額	- 千円

なお、注記すべき金銭債権・金銭債務は、農協法35条の2第2項の規定により、理事会の承認が必要とされる取引を想定しており、以下の取引は除いて記載しております。

イ 金銭債権については、総合口座取引における当座貸越、貯金を担保とする貸出金（担保とされた貯金総額を超えないものに限る）、その他の組合の事業に係る多人数を相手方とする定型的取引によって生じたもの。

ロ 金銭債務については、貯金、共済契約その他の組合の事業に係る多人数を相手方とする定型的取引によって生じたもの。

ハ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として組合から受ける財産上の利益をいう。）の給付。

##### 4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（i）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

① 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は17,795千円、危険債権額は231,921千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

② 債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

③ ①及び②の合計額は249,716千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

## V. 損益計算書関係

### 1. 子会社等との取引高の総額

子会社等との取引による収益総額	118,607千円
うち事業取引高	118,607千円
うち事業取引以外の取引高	- 千円
子会社等との取引による費用総額	613,315千円
うち事業取引高	613,315千円
うち事業取引以外の取引高	- 千円

## VI. 金融商品関係

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員などへ貸付け、残った余裕金を主に北海道信用農業協同組合連合会へ預け入れを行っています。

また、組合員の共同利用施設である経済センター等の取得、設備投資のために借入れを行っています。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

保有する金融資産は、主として組合員等に対する貸出金であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、設備借入金は北海道信用農業協同組合連合会等からの借入金です。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、総務部審査課が与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

##### ② 市場リスクの管理

金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

#### 市場リスクに係る定量的情報

##### (トレーディング目的以外の金融商品)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.27%下落したものと想定した場合には、経済価値が23,599千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク

変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しております。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預金	54,731,378	54,306,703	△ 424,676
貸出金	9,160,597	-	-
貸倒引当金（*1）	△ 45,530	-	-
貸倒引当金控除後	9,115,067	9,476,277	361,210
経済事業未収金	852,889	-	-
貸倒引当金（*2）	△ 2,687	-	-
貸倒引当金控除後	850,202	850,202	-
経済受託債権	1,051,807	-	-
貸倒引当金（*3）	△ 5,121	-	-
貸倒引当金控除後	1,046,686	1,046,686	-
外部出資	16,219	16,219	-
資 産 計	65,759,553	65,696,087	△ 63,466
貯金	65,765,016	65,707,003	△ 58,013
借入金（*4）	469,584	472,218	2,634
経済事業未払金	1,753,381	1,753,381	-
負 債 計	67,987,980	67,932,601	△ 55,379

（\*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*3）経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*4）借入金には、貸借対照表上別に計上している設備借入金108,900千円を含めております。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資 産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、OIS（金利スワップ取引の一種で、変動金利として一定期間の翌日物金利の加重平均（複利計算）と約定時に定めた固定金利を交換するもの）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

また、利払いごとに預入先の金融機関が満期を繰り上げることのできる預け金（いわゆるコーラブル預金）については、合理的に算定された価額を時価としております。

## ② 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

## ③ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

## ④ 経済受託債権

経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

## ⑤ 外部出資

上場株式については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

## 【負債】

### ① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

### ② 借入金及び設備借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

### ③ 経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額
外部出資	3,953,485
外部出資等損失引当金	△ 16,588
引当金控除後	3,936,897

## (4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	53,231,378	-	-	-	-	1,500,000
貸出金(*1,2)	2,432,667	1,051,944	891,676	719,296	567,139	3,489,401
経済事業未収金	852,889	-	-	-	-	-
経済受託債権	1,051,807	-	-	-	-	-
合計	57,568,741	1,051,944	891,676	719,296	567,139	4,989,401

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越766,357千円については「1年以内」に含めております。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等8,474千円は償還の予定が見込まれないため、含まれておりません。

## (5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	57,381,370	3,280,464	4,240,772	703,098	159,311	-
借入金(*2)	110,704	83,489	62,761	39,922	27,240	36,569
設備借入金	36,300	36,300	36,300	-	-	-
合計	57,528,373	3,400,254	4,339,833	743,021	186,551	36,569

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しております。

(\*2) 借入金のうち、当座借越はありません。

## VII. 有価証券関係

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。有価証券には、「外部出資」に含まれる株式が含まれております。

## 1. 有価証券の時価、評価差額に関する事項

## ① その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	銘柄	取得原価	貸借対照表 計上額 (時価)	評価 差額	うち益	うち損
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式 雪印メグ ミルク (株)	3,126	16,219	13,093	13,093	-

なお、上記貸借対照表計上額(時価)は、東京証券取引所の最終価格より計上し、評価差額金から繰延税金負債3,622千円を差し引いた額9,471千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## VIII. 退職給付関係

## (1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため、J A全国共済会との契約によるJ A退職金給付制度を採用しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	△ 223,736千円	
① 退職給付費用	△ 94,242千円	
② 退職給付の支払額	12,944千円	
③ 特定退職金共済制度への拠出金	69,785千円	
調整額合計	△ 11,513千円	①～③の合計
期末における退職給付引当金	△ 235,249千円	期首+調整額

(3) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

① 退職給付債務	△ 1,578,154千円	
② 特定退職金共済制度（JA全国共済会）	1,342,906千円	
③ 未積立退職給付債務	△ 235,248千円	①+②
④ 貸借対照表計上額純額	△ 235,248千円	
⑤ 退職給付引当金	△ 235,248千円	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

① 勤務費用	94,242千円	
② 臨時に支払った割増退職金	3,029千円	
③ 合計	97,271千円	①+②

(5) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,291千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、195,950千円となっています。

IX. 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	6,282千円
減価償却超過額	3,782千円
役員退職慰労引当金	18,024千円
退職給付引当金	30,572千円
減損損失否認額	39,626千円
賞与引当金	6,608千円
その他	27,593千円
繰延税金資産小計	132,487千円
評価性引当額	△ 67,050千円
繰延税金資産合計 (A)	65,437千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 3,622千円
繰延税金負債合計 (B)	△ 3,622千円
繰延税金資産の純額 (A)+(B)	61,815千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.38%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.78%
事業分量配当金	△ 12.56%
住民税均等割・事業税率差異等	1.05%
各種税額控除等	△ 1.87%
評価性引当額の増減	△ 2.66%
その他	△ 0.63%
税効果会計適用後の法人税率等の負担率	9.59%

X. 収益認識に関する注記

1. 収益認識を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XI. その他の注記

1. リース取引に関する会計基準に基づく事項

リース債権並びにリース債務の残高のうち、転貸リース取引については、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上しており、その内訳は次のとおりです。

リース債権	179,056千円
リース債務	179,056千円

#### 4. 農協法に基づく開示債権の状況

■令和4年度

(単位:百万円)

	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	76	18	29	29	76
危険債権	245	217	24	4	245
要管理債権	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-	-	-
<b>小計</b>	<b>321</b>	<b>235</b>	<b>53</b>	<b>33</b>	<b>321</b>
正常債権	9,384				
<b>合計</b>	<b>9,706</b>				

■令和5年度

(単位:百万円)

	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	18	5	-	13	18
危険債権	232	212	14	6	232
要管理債権	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-	-	-
<b>小計</b>	<b>250</b>	<b>218</b>	<b>14</b>	<b>18</b>	<b>250</b>
正常債権	9,111				
<b>合計</b>	<b>9,361</b>				

注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3) 要管理債権

「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。



## 5. 連結事業年度の最近5年間の主要な経営指標

(単位:百万円、%)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連結経常収支(事業収益)	15,007	14,471	14,145	11,115	11,376
信用事業収益	584	557	516	498	514
共済事業収益	304	286	293	283	277
農業関連事業収益	9,960	9,760	9,323	6,366	6,570
その他事業収益	4,159	3,868	4,012	3,968	4,015
連結経常利益	131	304	156	295	289
連結当期剰余金	109	217	113	212	269
連結純資産額	6,941	7,196	7,309	7,417	7,621
連結総資産額	73,247	74,965	74,819	75,262	77,927
連結自己資本比率	19.85%	20.58%	21.12%	19.92%	20.51%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

## 6. 連結事業年度の事業別経常収支等

(単位:百万円)

		令和4年度	令和5年度
信用事業	経常収益	498	514
	経常利益	51	73
	資産の額	60,617	64,057
共済事業	経常収益	283	277
	経常利益	42	67
	資産の額	-	-
農業関連事業	経常収益	6,365	6,571
	経常利益	△ 404	△ 496
	資産の額	4,651	4,427
その他事業	経常収益	3,968	4,015
	経常利益	612	665
	資産の額	9,994	9,443
合 計	経常収益	11,114	11,377
	経常利益	295	289
	資産の額	75,262	77,927

## 7. 連結自己資本の充実の状況

### 連結自己資本比率の状況

令和6年1月末における自己資本比率は、20.51%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資による資本調達を行っております。  
 ・普通出資による資本調達額 3,740百万円(前年度3,639百万円)

### (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和4年度	令和5年度
<b>コア資本に係る基礎項目</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	7,276	7,449
うち、出資金及び資本準備金の額	3,639	3,740
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額	3,837	3,975
うち、外部流出予定額(△)	135	165
うち、上記以外に該当するものの額	△ 66	△ 102
コア資本に算入される評価・換算差額等		
うち、退職給付に係るものの額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	109	81
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	109	81
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	7,385	7,530
<b>コア資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く)の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額		
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		

少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額		
特定項目に係る15%基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）に関連するものの額		
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		
<b>自己資本</b>		
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	7,385	7,530
<b>リスク・アセット等</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	32,167	31,819
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額		
うち、上記以外に該当するものの額		
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,911	4,893
信用リスク・アセット調整額		
オペレーショナル・リスク相当額調整額		
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	37,077	36,712
<b>連結自己資本比率</b>		
連結自己資本比率（ハ）／（ニ）	19.92%	20.51%

注)

1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

## (2) 自己資本の充実度に関する事項

### ① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分毎の内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和4年度			令和5年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
現金	328	-	-	343	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	51,238	10,248	410	54,920	10,984	439
法人等向け	836	806	32	712	682	27
中小企業等向け及び個人向け	833	586	23	746	531	21
抵当権付住宅ローン	31	9	0	23	7	0
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	28	19	1	19	14	1
取立未済手形	4	1	0	2	0	0
信用保証協会等保証付	6,755	663	27	6,830	673	27
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
出資等	922	906	36	926	909	36
(うち出資等のエクスポージャー)	922	906	36	926	909	36
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	13,906	18,550	742	12,998	17,653	706
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	3,044	7,610	304	3,044	7,610	304
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	60	151	6	65	164	7
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	10,802	10,790	432	9,888	9,880	395

証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスクアセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	74,880	31,788	1,272	77,518	31,453	1,258
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	74,880	31,788	1,272	77,518	31,453	1,258
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	4,223	169	4,059	162		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	36,011	1,440	35,512	1,420		

- 注1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注2) 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことでです。
- 注4) 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注5) 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことでです。
- 注6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注8) オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。  
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

### (3) 信用リスクに関する事項

#### リスク管理の手法及び手続の概要

連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。

なお、JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 14)をご参照ください。

#### ① 標準的手法に関する事項

当JAでは連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

注1「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	令和4年度				令和5年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上延滞エクスポージャー	
	うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券			
法人	農業	1,249	1,249	-	12	1,221	1,221	-	11
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	51,044	-	-	-	54,735	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	4	4	-	-	4	4	-	-
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	4,656	690	-	-	4,592	622	-	-
個人	7,566	7,566	-	16	7,338	7,338	-	9	
その他	10,361	196	-	-	9,629	177	-	-	
業種別残高計	74,880	9,706	-	28	77,518	9,361	-	19	
1年以下	50,202	664	-	-	50,855	623	-	-	
1年超3年以下	830	830	-	-	3,839	839	-	-	
3年超5年以下	1,288	1,288	-	-	1,179	1,179	-	-	
5年超7年以下	1,099	1,099	-	-	1,070	1,070	-	-	
7年超10年以下	1,147	1,147	-	-	1,201	1,201	-	-	
10年超	5,042	3,540	-	-	5,018	3,516	-	-	
期限の定めのないもの	15,272	1,138	-	-	14,356	933	-	-	
残存期間別残高計	74,880	9,706	-	-	77,518	9,361	-	-	
信用リスク期末残高	74,880	9,706	-	28	77,518	9,361	-	19	

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。

注2) 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注3) 「その他」には、現金・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

注4) 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	令和4年度						令和5年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		増減額	期末残高
			目的使用	その他					目的使用	その他		
一般貸倒引当金	40	40	0	40	0	40	40	37	0	40	△ 3	37
個別貸倒引当金	66	35	3	63	△ 28	35	35	23	5	30	△ 7	23

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

		令和4年度						令和5年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	26	5	-	26	5	-	5	7	-	5	7	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	40	30	3	37	30	-	30	15	-	30	15	-
	業種別計	66	35	3	63	35	-	35	23	-	35	23	-

注1) 国外のエクスポージャーは該当ありませんので、地域別の区分は省略しております。



⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位:百万円)

		令和4年度	令和5年度
信用 リ ス ク 削 減 効 果 勘 案 後 残 高	リスク・ウエイト0%	516	499
	リスク・ウエイト2%	-	-
	リスク・ウエイト4%	-	-
	リスク・ウエイト10%	6,629	6,727
	リスク・ウエイト20%	51,249	54,929
	リスク・ウエイト35%	27	20
	リスク・ウエイト50%	38	34
	リスク・ウエイト75%	775	695
	リスク・ウエイト100%	12,526	11,493
	リスク・ウエイト150%	17	11
	リスク・ウエイト250%	3,104	3,109
	その他	-	-
	リスク・ウエイト 1250%	-	-
自己資本控除額	-	-	
合 計	74,880	77,518	

注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
3. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## (4) 信用リスク削減手法に関する事項

### ① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p. 14)をご参照ください。

### ② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	30	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	4	31	4	31
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
上記以外	-	3	-	1
合計	34	34	4	33

注1) 「エクスポージャー」とは、資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

注2) 「我が国の政府関係機関向け」には、「地方公営企業等向けエクスポージャー」を含めて記載しています。

注3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注4) 「上記以外」には、現金・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

## **(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項**

該当する取引はありません。

## **(6) 証券化エクスポージャーに関する事項**

該当する取引はありません。

## **(7) オペレーショナルリスクに関する事項**

### **① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要**

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。

また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。  
JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 14）を参照ください。

## (8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

### ① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。

JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 14）を参照ください。

### ② 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	3,966	3,966	3,970	3,970
合計	3,966	3,966	3,970	3,970

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表の合計額です。

### ③ 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和4年度			令和5年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

### ④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

### ⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和4年度		令和5年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

## (9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## (10) 金利リスクに関する事項

### ① 金利リスクの算定手法に関する事項

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(p. 14)を参照ください。

### ② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	52	92	128	154
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	スティープ化	104	114		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	7	29		
6	短期金利低下	111	95		
7	最大値	104	114		
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	7,228		7,082	

## Ⅶ. 役員等の報酬体系（任意・努力義務）

### 1. 役員

#### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

#### (2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	44	8

(注1)対象役員は、理事23名、監事6名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2)退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

#### (3) 対象役員の報酬等の決定等について

##### ① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(組合員から選出された委員8人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

##### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

### 2. 職員等

#### (1) 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員及び当JAの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当するものはありませんでした。

(注1)対象職員等には、期中に退任・退職したした者も含めております。

(注2)「主要な連結子法人等」とは、当JAの連結子法人等のうち、当JAの連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社及び経営上重要な連結子法人をいいます。

(注3)「同等額」は、令和5年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注4)令和5年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

### 3. その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

## VIII. 財務諸表の正確性等にかかる確認

### 確 認 書

- 1 私は、当JAの令和5年2月1日から令和6年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和6年4月11日  
北ひびき農業協同組合  
代表理事組合長 榎本 實男

## Ⅷ. 沿革・歩み

昭和22年	11月	農業協同組合法が制定される
昭和23年		各地区に農業協同組合が設立される(士別、中士別、上士別、温根別、多寄、和寒、剣淵、朝日)
平成元年	3月	士別、上川中士別、上士別、温根別が合併し士別市農協誕生
平成16年	2月1日	士別市・和寒町・剣淵・多寄・天塩朝日の5JAが合併し、「JA北ひびき」誕生
	4月	小麦生産プロジェクト会議発足
	6月	北ひびき乳牛検定組合設立
	9月	台風18号で農産物に12億5千万円の被害。ハウス施設含め18億を超える被害。
平成17年	2月	JA財務システムを第4次拡充システムへ移行。クミカン報告書の様式変更。
	1月	北ひびき農業協同組合稲作振興協議会発足
	4月	第1回通常総代会開催。組合長:尾形正捷、専務:佐久間富雄、 常務:大西陽・森田晴章を再選。
	4月	売れる米プロジェクト設立
	6月	新規就農者19名に激励状を授与
	7月	組合員施設見学会の実施
	8月	原料野菜製品貯蔵庫(剣淵)、農産物簡易保管貯蔵庫(多寄)竣工 馬鈴薯選別施設改修(多寄)
	10月	JA北ひびき収穫感謝祭を士別市内ホテルで開催
平成18年	4月	ポジティブリスト対策会議設立
	7月	新規就農者16名に激励状を授与
	9月	品目横断的経営安定対策加入申請開始 上士別RC集荷荷受施設竣工
	10月	JA北ひびき野菜連合協議会南瓜部会「南瓜フォーラム」開催
	12月	JA北ひびきセルフスタンドオープン
平成19年	1月	JA北ひびきメカニックセンターオープン
	2月	JA北ひびき青年部設立総会
	3月	第12回環境保全型農業推進コンクール 大賞受賞(農林水産省大臣賞)
	6月	新規就農者13名に激励状を授与
平成20年	1月	JA北ひびき野菜連合協議会設立
	4月	役員改選 組合長、専務再選
	7月	新規就農者18名激励状を授与
	10月	JA北ひびき営農プロジェクトチーム設置 地域政策総合補助事業承認(水稻温湯消毒設備)
平成21年	2月	水稻種子温湯消毒開始
	3月	尾形組合長退任
	4月	佐久間組合長、西本専務 就任
	6月	新規就農者12名激励状を授与
	7月	和寒、剣淵にセルフスタンドオープン
	8月	農産物直売所オープン 剣淵、多寄にコンテナ殺菌、車輛洗浄設備設置
平成22年	6月	新規就農者10名激励状を授与
	7月	自家用自動車有償貸渡事業を開始
	8月	無料職業紹介事業を開始
平成23年	4月	役員改選 組合長、専務再選、5地区に地区筆頭理事を設置
	6月	新規就農者11名激励状を授与
	10月	JA北ひびき青年部「北ひびきマルシェ」開催
平成24年	6月	新規就農者20名激励状を授与
	9月	朝日基幹支所事務所移転、朝日基幹支所生産資材店舗新築移転
	11月	JA北ひびきロゴマーク設定、キャッチフレーズ設定
平成25年	1月	子会社「日向保養センター」リニューアルオープン
	2月	北ひびき産「ななつぼし」の店頭販売開始
	7月	新規就農者19名激励状を授与
	10月	JA北ひびき収穫感謝祭開催
	11月	旧朝日基幹支所事務所解体工事完了
平成26年	4月	大西陽常務理事、山口茂樹信用担当理事退任 吉井正博常務理事(経済担当)、岩田政之常務理事(信用担当)就任
	6月	新規就農者19名激励状を授与 佐久間組合長ホクレン代表監事就任、当組合会長理事就任 西本護組合長、榎本実男専務就任
	10月	JA北ひびき収穫感謝祭開催
	11月	経済センター開発行為工事入札
	12月	経済センター新築工事入札
平成27年	5月	金融部と共済部を統合
	6月	新規就農者16名激励状を授与 士別給油所の営業廃止
	8月	士別給油所解体工事完了
	10月	JA北ひびき収穫感謝祭開催
	12月	経済センターオープン



平成28年	3月 JA北ひびきICT農業研究会発足 6月 新規就農者13名激励状を授与 9月 JAスマート農業支援資金新設 10月 JA北ひびき収穫感謝祭開催
平成29年	4月 役員改選 組合長、専務再選 6月 新規就農者17名激励状を授与 10月 JA北ひびき収穫感謝祭開催 12月 貯金残高600億円を達成
平成30年	4月 佐久間会長理事退任 5月 多寄基幹支所と朝日基幹支所を士別基幹支所へ統合 6月 新規就農者16名激励状を授与 10月 JA北ひびき収穫感謝祭開催 12月 地域農業支援体制検討プロジェクト設置
平成31年	4月 みのり監査法人との監査契約締結(JA全国監査機構監査から会計監査人監査へ移行)
令和元年	6月 新規就農者25名激励状を授与 10月 JA北ひびき収穫感謝祭開催
令和2年	6月 新規就農者9名激励状を授与 西本組合長がホクレン代表監事就任、当組合会長理事就任 榎本実男組合長、笹村等専務就任 10月 食でSmile応援キャンペーンを実施
令和3年	6月 新規就農者11名激励状を授与 10月 食でSmile応援キャンペーンを実施
令和4年	4月 士別基幹支所温根別支所を閉所し、温根別営業所を設置 6月 新規就農者10名激励状を授与 10月 食でSmile応援キャンペーンを実施
令和5年	4月 岩田政之常務理事(信用担当)退任、諸藤靖広信用担当理事就任 6月 新規就農者13名激励状を授与 10月 JA北ひびき収穫感謝祭開催

## X. ディスクローチャー誌の記載項目について

このディスクローチャー資料は「農業協同組合法施行規則」並びに「金融庁告示 農林水産省告示」の規定に基づいて作成しています。  
 なお、同規則、告示に規定する開示項目は次のとおりです。

### <組合単体 農業協同組合施行規則第204条関係>

開示項目	記載項目
<b>●概況及び組織に関する事項</b>	
○業務の運営の組織	I-3①
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	I-3⑤
○会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	I-3⑥
○事務所の名称及び所在地	I-3⑦
○特定信用事業代理業者に関する事項	I-3⑧
<b>●主要な業務の内容</b>	
○主要な業務の内容	I-2
<b>●主要な業務に関する事項</b>	
○直近の事業年度における事業の概況	II-1
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	II-2
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	
・経常利益又は経常損失	
・当期剰余金又は当期損失金	
・出資金及び出資口数	
・純資産額	
・総資産額	
・貯金等残高	
・貸出金残高	
・有価証券残高	
・単体自己資本比率	
・剰余金の配当の金額	
・職員数	
○直近の2事業年度における事業の状況	III-2,3,4,6
◇主要な業務の状況を示す指標	
・事業粗利益及び事業粗利益率	
・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	
・受取利息及び支払利息の増減	
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	
◇貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	
◇貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	

開示項目	記載項目
・担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。)の貸出金残高及び債務保証見返額	
・使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の貸出金残高	
・主要な農業関係の貸出実績	
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	
・貯貸率の期末値及び期中平均値	
◇有価証券に関する指標	
・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高	
・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高	
・有価証券の種類別の平均残高	
・貯証率の期末値及び期中平均値	
<b>●業務の運営に関する事項</b>	
○リスク管理の体制	I-5
○法令遵守の体制	I-5
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	I-4
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	I-5
<b>●組合の直近の2事業年度における財産の状況</b>	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	II-3
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	III-5
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額ならびにその合計額	該当なし
○自己資本の充実の状況	V
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	III-7
・有価証券	
・金銭の信託	
・デリバティブ取引	
・金融等デリバティブ取引	
・有価証券店頭デリバティブ取引	
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	III-8
○貸出金償却の額	III-9
○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	I-3⑥

### <連結(組合及び子会社等) 農業協同組合施行規則第205条関係>

開示項目	記載項目
<b>●組合及びその子会社等の概況</b>	
○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	VI-1(1)
○組合の子会社等に関する事項	VI-1(2)
・名称	
・主たる営業所又は事務所の所在地	
・資本金又は出資金	
・事業の内容	
・設立年月日	
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
<b>●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの</b>	
○直近の事業年度における事業の概況	VI-2

開示項目	記載項目
<b>○直近の5連結会計年度における主要な業務の状況</b>	
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	VI-5
・経常利益又は経常損失	
・当期利益又は当期損失	
・純資産額	
・総資産額	
・連結自己資本比率	
<b>●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの</b>	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	VI-3
○債権等のうち次に掲げるものの額およびその合計額	VI-4
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○自己資本の充実の状況	VI-7
○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	VI-6

<組合単体 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

●開示項目	記載項目
○ 自己資本の構成に関する開示事項	V-1
○ 定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	I-6②
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	I-6②
・信用リスクに関する事項	I-5①, V-3①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-4①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・オペレーショナル・リスクに関する事項	I-5④
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	V-7①
・金利リスクに関する事項	V-8①
○ 定量的開示事項	
・自己資本の充実度に関する事項	V-2
・信用リスクに関する事項	V-3②~⑤
・信用リスク削減手法に関する事項	V-4②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	V-5
・証券化エクスポージャーに関する事項	V-6
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	V-7②~⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	V-8
・金利リスクに関する事項	V-9

<連結(組合及び子会社等) 自己資本の充実の状況に関する開示項目(金融庁告示 農林水産省告示)>

●開示項目	ページ
○ 自己資本の構成に関する開示事項	VI-7(1)
○ 定性的開示事項	
・連結の範囲に関する事項	VI-1,2
・自己資本調達手段の概要	VI-7
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	VI-7
・信用リスクに関する事項	VI-7(3)①
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(4)①
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(5)
・証券化エクスポージャーに関する事項	VI-7(6)
・オペレーショナル・リスクに関する事項	VI-7(7)
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	VI-7(8)①
・金利リスクに関する事項	VI-7(9)①
○ 定量的開示事項	
・その他金融機関等であって組合の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	VI-7(1)
・自己資本の充実度に関する事項	VI-7(2)
・信用リスクに関する事項	VI-7(3)②~⑤
・信用リスク削減手法に関する事項	VI-7(4)②
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	VI-7(5)
・証券化エクスポージャーに関する事項	VI-7(6)
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	VI-7(8)②~⑤
・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額	VI-7(9)
・金利リスクに関する事項	VI-7(10)②



JA北ひびき

REPORT 2024 JAのご案内 JA北ひびきディスクロージャー誌  
発行・編集／北ひびき農業協同組合  
〒095-0021 北海道士別市西1条8丁目701番地1  
TEL：0165（23）2115  
FAX：0165（23）5162  
URL <http://www.ja-kitahibiki.or.jp/>